REPORT 2009

岡 安 商 事 株 式 会 社ディスクロージャー誌



【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期 (平成 20 年 4 月~平成 21 年 3 月) における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の

主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 当社の役員の氏名、持株数等を記載しています。

「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特色等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成20年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則 を記載しています。

「子会社の状況」 当社の子会社の出資比率、主要な事業内容等を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資產額規制比率

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定 していると言えます。

(d) 自己資本比率

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

(※「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預 託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

4. 追加開示情報

平成21年3月期以降に生じた事項及び最新の状況を記載しています。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 岡安商事株式会社
代表者名
代表取締役
岡本 昭

所 在 地 大阪市中央区北浜2丁目3番8号(〒541-0041)

電 話 番 号 06-6222-0001 (代)

ホームページ http://www.okayasu-shoji.co.jp/

② 会社の沿革

当社は、商号を「株式会社真下商店」として、昭和 27 年 10 月 10 日東京都江東区佐賀 1 丁目に資本金 300 万円で設立いたしました。

年月	概要
昭和 27 年 10 月	株式会社真下商店設立
	東京穀物商品取引所に商品仲買人の登録
昭和 30 年 10 月	資本金を 450 万円に増資
昭和 36 年 3 月	資本金を 800 万円に増資
昭和 40 年 10 月	資本金を 1,200 万円に増資
昭和 43 年 7月	資本金を 2,000 万円に増資
昭和 44 年 3 月	商号を真下商事株式会社に変更し、東京都渋谷区渋谷2丁目に移転
	資本金を 2,500 万円に増資
昭和 44 年 4 月	資本金を 4,800 万円に増資
昭和 45 年 1月	事業目的にゴム繊維関連の売買仲介を追加
昭和 45 年 3 月	福井人絹取引所に会員加入
昭和 46 年 1月	商品取引所法の改正により東京穀物商品取引所農産物市場における商品取引員としての
	許可を取得
昭和 50 年 12 月	福井人絹取引所閉鎖に伴い退会
昭和 51 年 1月	仙台支店開設
昭和 51 年 4 月	事業目的に金地金の売買及び有価証券並びに不動産への投資等を追加
	いわき支店開設
昭和 51 年 12 月	東京ゴム取引所会員加入
昭和 53 年 9月	本社を東京都渋谷区渋谷1丁目に移転
昭和 54 年 9 月	いわき支店閉鎖
昭和 55 年 8 月	前橋乾繭取引所繭糸市場における商品取引員としての許可を取得
昭和 55 年 9 月	資本金を 7,800 万円に増資
昭和 58 年 9 月	上野支店開設
昭和 59 年 10 月	資本金を 9,800 万円に増資
昭和 59 年 11 月	東京ゴム取引所、東京金取引所、東京繊維商品取引所の合併による東京工業品取引所の設
	立に伴い、同取引所会員加入
昭和60年4月	横浜支店開設
昭和 60 年 12 月	東京工業品取引所ゴム市場における商品取引員としての許可を取得
昭和62年4月	東京砂糖取引所会員加入
昭和 62 年 9 月	上野支店移転
昭和 63 年 11 月	新宿支店開設
平成元年 1月	東京工業品取引所綿糸市場会員加入
平成 3年 2月	商号を株式会社ハーベスト・フューチャーズに変更 OL (コーポリートマイデンティティー) 道1
東京 9 年 9 日	CI (コーポレートアイデンティティー) 導入
平成3年3月	大阪支店開設
平成 3年 4月	資本金を3億380万円に増資
平成3年8月	東京砂糖取引所砂糖市場における商品取引員としての許可を取得
平成 3年 9月	東京工業品取引所貴金属市場における商品取引員としての許可を取得

年 月	概
平成 5年10月	東京工業品取引所綿糸市場における商品取引員としての許可を取得
	東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所が合併
平成 6年11月	新宿支店移転
平成 6年12月	資本金を 5 億 1,646 万円に増資
平成 7年 8月	上野支店移転
平成 8年 4月	商品投資販売業の許可を取得(商品ファンド販売法人)
平成 8年 5月	事業目的を変更
平成 8年 7月	ホームページ開設
平成 8年 8月	事業目的にアルミニウムの売買を追加
平成 9年 4月	東京工業品取引所アルミニウム市場における商品取引員としての許可を取得
平成 9年10月	資本金を 7 億 2,304 万 4,000 円に増資
平成 10 年 7月	横浜支店閉鎖
平成 10 年 10 月	横浜生絲取引所と前橋乾繭取引所の合併による横浜商品取引所の設立に伴い、同取引所に
	おける商品取引員としての許可を取得
平成 11 年 6 月	東京工業品取引所石油市場における商品取引員としての許可を取得
	商品投資販売業の区分変更の許可を取得(商品ファンド協議法人)
	事業目的に外国為替取引を追加
平成 11 年 7月	名古屋支店開設
平成 11 年 9 月	外国為替証拠金取引「外為トレード」開始
平成 12 年 2 月	自社ビル取得に伴い、本社を東京都渋谷区渋谷2丁目に移転
7	上野支店及び新宿支店閉鎖
平成 12 年 4 月	商品先物オンライントレード「ハーベストオンライン」開始
平成 12 年 7月	仙台支店移転
平成 12 年 9 月	東京工業品取引所綿糸市場廃止
平成 12 年 11 月	青山支店開設
平成 12 年 12 月 平成 13 年 2 月	ニューヨーク事務所開設 インターネット外国為替証拠金取引「 e - 外為トレード」開始
平成 13 年 2 月	インクーボット外国為督証拠金取引「モニ外為トレート」開始 横浜商品取引所農産物市場における受託会員としての許可を取得
平成 13 年 9 月	米国同時多発テロによりニューヨーク事務所崩壊
平成 13 年 11 月	ニューヨーク事務所再開
1 / // 10 11 / 1	名古屋支店移転
平成 14 年 12 月	事業目的に両替業を追加
1 /// == 1 == /4	関西商品取引所水産物市場における商品取引員としての許可を取得
平成 15 年 11 月	福岡支店開設
平成 15 年 12 月	青山支店を移転し品川支社として開設
平成 16 年 5 月	米国現地法人 HARB. Inc 設立
平成 16 年 11 月	資本金を 10 億円に増資
平成 17 年 2 月	株式会社グッドベスト(100%出資子会社)を東京都に設立
平成 17 年 3 月	改正商品取引所法の規定に基づき商品取引受託業務の許可を取得
平成 17 年 6 月	事業目的に金融先物取引及び生命保険の募集に関する業務を追加
平成 17 年 8 月	沖縄カスタマーセンター開設
	アリコジャパンと保険募集代理店契約締結
平成 17 年 9 月	HARB. Inc 移転
平成 17 年 10 月	生命保険募集業務開始
平成 17 年 11 月	中国先物取引業者の南華期貨経紀有限公司と業務提携
平成 18 年 3 月	金融先物取引業の登録を受ける
- N	東京金融先物取引所の為替証拠金取引及び為替証拠金清算の資格を取得
平成 18 年 7 月	商品投資販売業運用法人として許可変更
平成 18 年 9 月	Harbest Fund Management, Ltd. (100%出資子会社をケイマンに設立)
平成 18 年 10 月	JCCI コモディティインデックスファンド「地球のめぐみ」(自社組成ファンド)募集開始
平成 19 年 1 月	支店網統合(仙台支店、大阪支店、名古屋支店、福岡支店及び品川支社閉鎖)

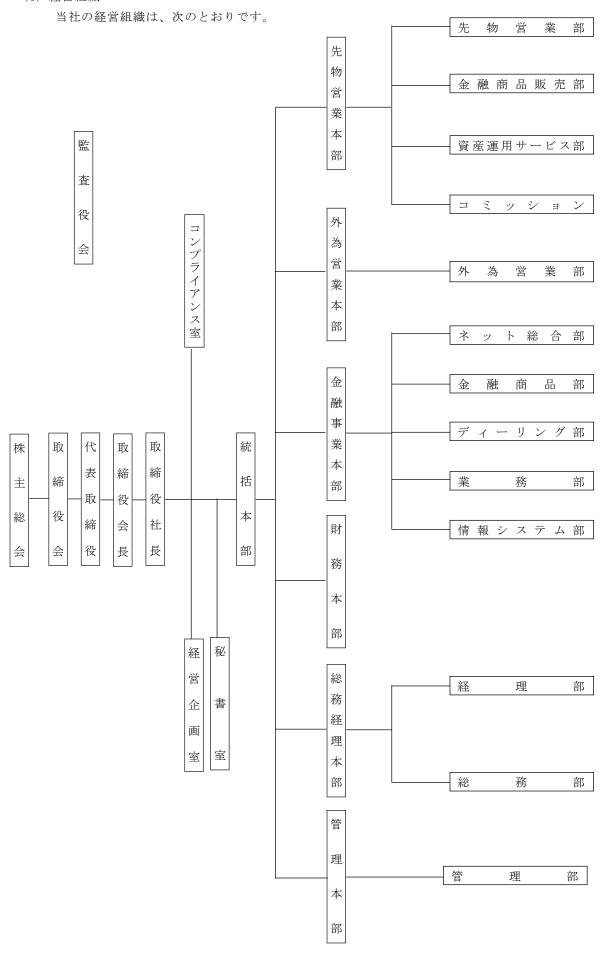
年 月	概 要
平成 19 年 6 月	夢真証券株式会社(100%出資子会社)譲渡により取得
平成 19 年 8 月	関西商品取引所水産物市場受託会員脱退
平成 19 年 9 月	金融商品取引法に基づき金融商品取引業の登録を受ける
平成 19 年 12 月	ハーベスト証券株式会社(旧夢真証券株式会社)譲渡により売却
平成 20 年 5 月	株式会社グッドベストを譲渡により売却
平成 20 年 12 月	本社を東京都中央区日本橋兜町に移転
平成 21 年 3 月	岡安商事株式会社の商品先物事業を吸収分割により承継
	本社を大阪市中央区北浜に移転
	商号を岡安商事株式会社に変更
	支店開設(東京本部統括店、札幌支店、岡山支店)
	関西商品取引所農産物市場・水産物市場・砂糖市場・農産物飼料指数市場受託会員
	中部大阪商品取引所鉄スクラップ市場受託会員

③ 会社の目的

- 1. 金融商品取引法に定める金融商品取引業、金融仲介業及びその他業務
- 2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品の売買及び売買取引の受託
- 3. 商品取引所法第2条第4項の商品に係る売買の媒介、取り次ぎ若しくは代理及び輸出入並びに海外における事業及び投資
- 4. 商品投資に係る規制に関する法律に基づく商品投資契約の締結及び商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介並びに商品投資顧問契約に基づく特定商品投資
- 5. 有価証券並びに不動産への投資
- 6. アルミニウムの売買
- 7. 外国為替取引
- 8. 両替業
- 9. 金融先物取引業
- 10. 生命保険の募集に関する業務
- 11. 前各号に附帯関連する一切の事業
 - (注)上記のうち______線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号:農林水産省「16総合第1870号」、経済産業省「平成17·03·16商第1号」)

市場名取引所名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	アルミニウム	石油	水産物	農産物・飼料指数	鉄スクラップ	上場品目名
東京穀物商品取引所	0	C								一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブ スタコーヒー生豆、生糸、大豆オプション、 とうもろこしオプション 粗糖、精糖、粗糖オプション
㈱東京工業品取引所			0	0	0					金、銀、白金、パラジウム、金オプション、金ミニ、白金ミニ ゴム アルミニウム
関西商品取引所	0	0				0	0			ガソリン、灯油、原油 とうもろこし、米国産大豆、小豆 粗糖 冷凍えび
中部大阪商品取引所								0	0	コーヒー指数、コーン 7 5 指数 鉄スクラップ

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記 イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 外国為替取引業

金融商品取引法第 29 条に基づき登録を受けた金融商品取引業者であり、取引所為替証拠金取引「くりっく 365」及び店頭による外国為替証拠金取引「外為トレード」の取引を行っております。(登録番号:「関東財務局長(金商)第 288 号」)

口. 商品投資販売業

運用法人として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

(登録番号:「関東財務局長(金商)第288号」)

⑤ 営業所の状況

	店舗	の名称		所 在 地	電話番号
本	;		社	大阪市中央区北浜2丁目3番8号	06-6222-0001
東	京本	部統打	括店	東京都中央区日本橋兜町1番10号	0 3 - 5 6 4 2 - 8 5 5 1
札	. 幌	支	店	札幌市中央区南一条西五丁目20番地	0 1 1 - 2 2 2 - 5 7 7 7
出] јі	支	店	岡山市北区蕃山町1番2号	086-226-6600

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 21 年 3 月期

(a)	資本金		1,000,000 千円
(b)	純資産額 ※1		2,806,665 千円
(c)	総資産額		9,630,060 千円
(d)	営業収益		1, 164, 954 千円
	(うち、受取委託手数料)	(1,169,996 千円)
(e)	経常損失		394, 787 千円
(f)	当期純利益		13,747 千円

- ※1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条 第7項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。
- ※2 千円未満は切り捨てて表示しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,641,300株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

⑧ 主要株主名(上位 10 名)

氏名又は名称	住 所	持 株 数	出資比率
		千株	%
株式会社岡安	大阪府大阪市	641	39. 1
岡本安明	大阪府大阪市	116	7. 1
岡本昭治	大阪府大阪市	115	7. 1
岡安不動産㈱	大阪府大阪市	95	5.8
(株)ア・オ・イ・フューチャース゛	大阪府大阪市	90	5. 5
従業員持株会	大阪府大阪市	60	3. 7
岡本礼子	大阪府大阪市	52	3. 2
姫野健一	神奈川県横浜市	50	3. 1
寒河江亮一	東京都小金井市	41	2.6
岡本昭	大阪府大阪市	37	2.3
計		1, 302	79. 3

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 出資比率の表示単位未満の端数は四捨五入の上表示しております。

9 役員の状況 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

役名及び	氏 名	持株数
職名	生年月日	付休奴
代表取締役	岡本 昭 昭和2年5月28日	37
取締役会長	岡本 安明 昭和 31 年 8 月 25 日	116
取締役社長	姫野 健一 昭和 38 年 2 月 21 日	50
取締役 (統括本部長 兼 金融事業本 部長 兼 ディーリング部長)	菅野 逸夫 昭和 30 年 1 月 19 日	13
取締役	鎌倉 鐵治 昭和13年1月26日	6
監査役	宮城 一男 昭和 33 年 5 月 23 日	23
監査役 (非常勤)	岡本 みどり 昭和39年5月28日	21
監査役 (非常勤) 計	山西 征治 昭和16年5月24日	
計 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	8名	

- (注) 1. 監査役のうち、岡本みどり氏及び山西征治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 持株数の千株未満は切り捨てて表示しております。

⑩ 従業員の状況(平成21年3月31日現在)

				総計	男	文 別	営業・	非営業
				lyr _C βΙ	男	女	営業	非営業
従	業	員	数	157 人	141 人	16 人	95 人	62 人
平	均	年	齢	41.4才	42.6 才	31.0 才	42.5 才	39.7才
平	均勤	続 年	数	3.9年	4.2年	0.5年	3.6年	4.2年
外	務	員	数	131 人	126 人	5 人	_	_

⑪子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Harbest Fund Management, Ltd.	250 米ドル	100%	匿名組合の管理運営

⁽注) 1. 株式会社グッドベストは平成 20 年 5 月 26 日に株式譲渡(100%) したため、 子会社及び関連会社でなくなりました。

2. 営業の状況

① 営業方針

平成20年度は本社を東京から大阪へ移転、社名を株式会社ハーベストフューチャーズから岡安商事株式会社へ変更するという大きな転機を迎えました。岡安商事株式会社の商品取引事業の吸収分割を行ない、主力業務の商品取引業務が充実しました。外国為替証拠金取引とともに国内の資産運用ニーズに応えるべく総合資産運用会社としてコンプライアンスの徹底で顧客満足度の向上及びお客様サポート体制の強化に努め、企業価値の向上を目指し、財務体質の強化から、経営の健全化による信頼感、存在感を確立する所存です。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、昨期のサブプライム問題を引きずりつつ、9月17日に米国の大手証券会社 リーマン・ブラザーズの倒産を端に発した金融資本市場の混乱を背景に、世界経済が一段と減速する中、 わが国は円高、株安という二重の要因での景気減退となってしまいました。格差問題が広まる中、雇用状 況の悪化、我が国を代表する企業であるトヨタ自動車の営業損益が決算数値の公表を始めた昭和16年3月 期以来、初の赤字に転落するなど出口の見えない不況が続いています。

このような状況の下、当社は7月に沖縄のカスタマーセンターを廃止しコストダウンを計りつつ、3月2日に旧岡安商事株式会社(現大阪岡安商事株式会社)より商品先物取引部門を事業承継し、営業部門の強化を図りました。同時に岡安商事株式会社(旧株式会社ハーベストトフューチャーズ)に社名を変更し、本店を大阪に移し東京を統括本部とし、札幌、岡山と支店を設けております。

当社関連市場では、高騰していた国際市況も急落を始めるなど不安定な相場状況となりました。国内市場では勧誘規制の強化などから出来高は下降線の一途をたどり、取引員の撤退、取次取引員への業態転換、グループ及び異業種企業との統廃合が相次ぎ、受託会員が50社を割るなど冷え込みは続く一方です。平成20年度の全国4商品取引所の合計出来高は前年度比34.8%減の46百万枚で5期連続の減少となりました。為替市場では米国実体経済の先行き不安や利下げなどから、1月2日には1ドル87円台にまで円高が進むなど、市場拡大が厳しい状況の中、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引(くりっく365)も一時取引数量の伸び悩みがあったものの、年間出来高は取引開始以来順調に増加しています。

③ 営業の経過及び成果

このような環境のもと、当社はお客様満足度の向上及び信頼関係強化に努め、健全経営と企業価値向上を目指してまいりました。

為替証拠金取引において口座数及び売買高の増加に伴い手数料収入が前期比27.6%増の216,773千円となったものの、主力の商品先物取引において委託売買高が341,342枚(前期比40.8%減)と低迷したことから手数料収入も952,812千円(前期比20.8%減)と落ち込み、手数料収入全体では前期比14.8%減の1,169,996千円となりました。

自己ディーリングは前期よりは盛り返しましたが、5,042千円の売買損(前期は35,222千円の売買損)と振るわず、営業収益は12.9%減の1,164,954千円となりました。

前々期に実施した営業拠点統合や従業員削減をはじめとする低コスト体制の取り組みの効果から、販売費及び一般管理費を前期比28.0%削減し、営業損失も50.7%減の439,222千円となりました。

経常損失は394,787千円(前期比51.5%減)となりましたが、事務所立ち退き料などの特別利益があり当期純利益は13,747千円(前期比101.0%増)となりました。

当会計年度の商品先物取引の売買高の状況は次のとおりであります。

(単位:千円)

(a) 受取手数料

1	(十1年・111)
期別	第57期
	(自 平成20年4月 1日)
商品市場名	(至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	169, 179
砂糖市場	8, 913
水産物市場	_
貴 金 属 市 場	739, 790
アルミニウム市場	58
石 油 市 場	20, 483
ゴム市場	14, 387
小 計	952, 812
オプション取引	
貴 金 属 市 場	-
小 計	-
ポイントシステム	$\triangle 2, 166$
外国為替証拠金取引	216, 773
商品ファンド	2, 576
合 計	1, 169, 996

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
 - 2. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 - 3. ポイントシステムとは、電子取引「相場ライフ」において、取引に応じて手数料が還元されるサービスです。

(b) 売買損益

(単位:千円)

	期別	第57期
		(自 平成20年4月 1日)
商品市場名		(至 平成21年3月31日)
商品先物取引		
農産物市	場	1,640
砂糖市	場	_
水産物市	場	_
貴 金 属 市	場	△18, 329
アルミニウム市	寸場	-
石 油 市	場	11, 496
ゴム市	場	150
小 計		△5,042
外国為替証拠金取]	-
合 計		△5,042

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて 計算しております。
 - 2. 消費税は含まれておりません。
 - 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高 (単位:枚)

第57期		
(自 平	成 2 0 年 4 月	1 日)
(至 平	成 2 1 年 3 月	3 1 目)
		۸ ۱
一	目己	合 計
108, 348	506	108, 854
3, 378	_	3, 378
_	_	_
182, 971	159, 020	341, 991
206	-	206
19, 275	7, 908	27, 183
27, 164	5, 486	32,650
341, 342	172, 920	514, 262
_	-	-
_	-	_
341, 342	172, 920	514, 262
	(至 平 委 託 108,348 3,378 - 182,971 206 19,275 27,164 341,342	(自 平成20年4月 (至 平成21年3月 委託 自己 108,348 506 3,378 - - - 182,971 159,020 206 - 19,275 7,908 27,164 5,486 341,342 172,920

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 当社が対処すべき課題

当業界はグローバル化時代の国際競争力ある市場を目指し、クリアリング制度強化、24時間取引進展、IB制度の導入など市場環境は今後さらに大きく変わろうとしています。

このような状況の下、当社はコンプライアンスの徹底を推し進めつつ、組織体制の変革に取り組み、お客様のニーズと経営環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する企業体質の強化を進めてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則(以下「本規則」という。)は、岡安商事株式会社(以下「当社」という。)の 適正な受託業務を確保するために、受託業務に係る諸手続を定めるとともに、受託業務に係る社内管理体制 の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定めるものである。

(制定及び改廃)

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 本社及び東京本部統括店に管理部を置く。

(管理部)

- 第4条 管理部に以下の者を置く。
 - (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
 - (2) 部員(課長その他の役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。
- 3 管理部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 管理部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3) 登録外務員の監督・教育・指導
 - (4) 顧客の審査
 - (5) 顧客満足度の把握
 - (6) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処理
- 4 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前項の職務を果たすものとし、管理部長が存する場合には、管理部長の職務を補佐するものとする。
- 5 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。

(管理部員)

第6条 管理部員の職務は以下のものとする。

管理部長の職責を補佐する。

(総括管理責任者等)

- 第6条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。
 - (1) 総括管理責任者
 - (2) 副総括管理責任者
 - (3) 統括管理責任者
 - (4) 副統括管理責任者
 - (5) 顧客管理者

(総括管理責任者及び副総括管理責任者)

- 第7条 東京本部統括店に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。
- 2 総括管理責任者は、管理本部長とする。
- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。

- 5 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ最終決定を行うこと
 - (3) 原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査をおこなうこと
 - (4) 受託業務に係る管理状況を取締役会に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
 - (5) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
 - (6) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
 - (7) 適宜、受託業務管理者会議を開催し、主催すること
 - (8) この規則に違反した者に対する社内制裁に関して賞罰審議会を通じて取締役会に対して意見を具申すること
 - (9) 広告の審査
- 6 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない場合に、 総括管理責任者の職務及び権限を代行することができる。但し第5項第3号の代行については、速やかに総 括管理責任者の審査を受け承認を得るものとする。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

- 第8条 本社及び東京本部統括店に、統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3 副統括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 統括管理責任者及び副統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の責任者として管理体制全体を統括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ決定を行うこと
 - (3) 通常審査の最終審査を行なうこと
 - (4) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
 - (5) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
 - (6) 広告の審査

(顧客管理者)

- 第9条 本社及び東京本部統括店の管理部に、顧客管理者を置く。
- 2 顧客管理者は、管理部員の中から、統括管理責任者が指名するものとする。
- 3 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 顧客管理者の職務は、以下のとおりとする。
 - (1) 顧客の適格性に関する第一次審査
 - (2) 前号の審査の結果適格性を有すると判断した者について、統括管理責任者への報告及び資料送付
 - (3) 顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告
 - (4) その他顧客の満足度に係る事務

第3章 顧客の勧誘

(適正な勧誘の遂行)

第10条 顧客管理者は、登録外務員の顧客に対する勧誘状況を常時監視し、登録外務員の指導を徹底して適正 な勧誘が行われるようにしなければならない。

(顧客への告知)

- 第11条 登録外務員は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、部店名、登録外務員の氏名及び商品先 物取引についての委託の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか否かを予め確認し なければならない。
- 2 登録外務員は、前項の告知の記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所、告知した登録外務員 の氏名等を当社所定の「告知記録書」に記入しなければならない。
- 3 顧客管理者は、「告知記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但 し、契約締結に至らなかった顧客の「告知記録書」については、この限りではない。

(勧誘を受ける意思の有無の確認)

- 第12条 登録外務員は、前条第1項の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか、否かを予め確認しなければならない。
- 2 登録外務員は、前項の意思確認の記録として、確認した顧客の氏名、確認した日時・場所、確認した登録外 務員の氏名等を当社所定の「意思確認記録書」に記入しなければならない。
- 3 顧客管理者は、「意思確認記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。 但し、契約締結に至らなかった顧客の「意思確認記録書」については、この限りではない。

(再勧誘の禁止)

- 第13条 登録外務員は、勧誘を明確に断った者に対しては、継続し又はその後勧誘を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、提出された「意思確認記録書」中の、勧誘を明確に断った者について「勧誘拒否者リスト」 により登録外務員に徹底しなければならない。
- 3 登録外務員は、自己の勧誘に係ると否とにかかわらず、「勧誘拒否者リスト」に掲載された者に対しては、 その方法を問わず再勧誘をしてはならない。

(迷惑な勧誘行為の禁止)

- 第14条 登録外務員は、午後10時から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りではない。
- 2 登録外務員は、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行い又は顧客に対し威迫し、困惑させ若しくは不快・ 不安の観念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。
- 3 前項にいう「長時間に亘る勧誘」とは、1回当たり3時間を目安とする。

(法定禁止行為の監視)

- 第15条 登録外務員は、勧誘に際して法定禁止行為を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が断定的な判断を提供し又は利益保証・損失補填の約束をするなど新規参入の勧誘に際しての法定禁止行為が行われないよう登録外務員を常時監視するとともに、その指導を徹底しなければならない。

第4章 適格性の審査手続

(口座開設申込書)

- 第16条 登録外務員は、顧客に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理者に提出しなければならない。
- 2 「口座開設申込書」の記載事項は以下のものとする。
 - (1) 個人について
 - ① 氏名
 - ② 住所

- ③ 電話番号
- 4 年齢
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 家族構成
- ⑦ 住居の所有形態
- (2) 職業について
 - 会社名
 - ② 会社住所
 - ③ 会社電話番号
 - ④ 役職
 - ⑤ 業種
 - ⑥ 勤続年数
- (3) 資金等について
 - ① 年収
 - ② 金融資産
 - ③ 投資可能資金額
- (4) 商品先物取引の経験について
- (5) その他の投資経験について
- (6) 受託契約を締結する目的について
- (7) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、原本の提示を求めた上でその写しの提出 を受けるものとする。
- 3 前項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等(取引証拠金、 追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金など取引に必要となるすべての証拠金)として差入れが可能である と顧客が判断する資金の総額であり、その額は損失が発生したときは減額されるものとし、登録外務員はこ の旨を顧客にわかり易く説明し、十分な理解を得た上で申告を受けるものとする。
- 4 法人名義口座の本人確認書類は、法人代表者の前項(7)の書面のいずれかと当該法人の登記簿謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代理人を定めたときは、これらの書面に加え、代理人の(7)の書面のいずれかと代表者の署名・捺印がある当該法人の委任状の提出を受けるものとする。
- 5 顧客管理者は、第20条に定める原則不適格者の契約申込を審査するために、第21条第2項に定める書面 は登録外務員を通じて徴求しなければならない。
- 6 登録外務員は、顧客による「口座開設申込書」の記入に際して、顧客を誘導してはならない。

(審査の手続)

- 第17条 顧客管理者は、前条に基づき「口座開設申込書」の提出を受けたときは、速やかに当社所定の「顧客カード」を整備しなければならない。
- 2 顧客の審査は、営業部門から独立した三審制によるものとする。
 - (1) 一次審査は、顧客管理者が行う。
 - (2) 二次審査は、一時審査で適格と判断された顧客について、統括管理責任者が行うものとし、最終審査とする。但し、例外的措置等をとる場合は三次審査に回付する。
 - (3) 三次審査は二次審査で例外的措置が必要と判断された顧客について総括管理責任者が行うものとする。
- 3 前項の審査は「顧客カード」に基づいて第19条~22条に定める基準に従って行うものとし、審査を行った者は、適否の判断根拠を含めた審査結果をそれぞれ「顧客カード」に記入しなければならない。
- 4 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、面会又は電話等により直接に

情報を入手しあるいは登録外務員から適宜状況を聴取し、当該結果を顧客カードの属性変更欄に記載するものとする。

5 統括管理責任者は、審査の結果(審査により設定された受託条件や取引制限等がある場合にはその条件や制限等を含む)を顧客に対して通知するものとする。

(顧客情報の管理)

- 第18条 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、総括管理責任者が取引終了後7年間保存するものとする。また、契約締結に至らなかった顧客の情報については、審査後7年間保存するものとする
- 2 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規程」に従って管理されなければならない。

第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

- 第19条 当社は、以下の者を絶対的不適格者とし、いかなる事由があろうとも勧誘及び受託を一切行わないものとする。
 - (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
 - (2) 商品先物取引に関わる知識、締結する目的又は判断能力等の適合性に欠ける以下の者
 - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
 - ② 精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者
 - ③ 知識及び特性の認識を著しく欠く者
 - (3) 取引資金に適合性を欠く以下の者
 - ① 生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 借入によって取引を行なおうとする者
 - (4) 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し若しくは惹起する恐れがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
 - (5) 75歳以上の高齢者
 - (6) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
 - (7) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者
 - (8) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

- 第20条 以下の者を原則不適格者とし、当社は原則として勧誘及び受託を行わないものとする。
 - (1) 70歳以上の高齢者
 - (2)以下の法人又は財団等において金銭又は有価証券等の取扱いに係わる者(以下「公金取扱者等」という。)
 - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関
 - ② 国・地方公共団体及びその他の公益機関
 - ③ 会社・法人等(経理担当者その他直接に金銭又は有価証券等を取り扱う者に限る)
 - (3) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という) 但し、「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう
 - (4) 年収が500万円に満たない者
 - (5) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者

- (6) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (7) その他、前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

- 第21条 前条に該当する者から委託の申込があった場合には、以下の要件を満たす者については、第17条第 2項第3号に定める審査によって勧誘又は受託を認めることがある。
 - (1) 70歳以上の高齢者については、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験(直近の3年以内に延べ90日以上)があると認められ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確且つ 十分に理解していることが客観的に確認できること
 - (2)公金取扱者等、年金等生活者及び年収500万円未満の者については、顧客が申告した投資可能資金額 を裏付ける資産を有していることが客観的に確認できること
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、新たに設定された 投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資 産を有すること。
 - (4) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、それに支障のないことが客観的に確認できること
- 2 前項(1)号乃至(4)号の者に勧誘又は受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記載した書面が提出されていなければならない。
 - (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており且つその趣旨を理解しているととも に、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨
 - (2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限枠を設定する場合には、その枠内で取引することを承諾する 旨

(継続委託者の適格性について)

第22条 当社は、取引期間中に顧客が第19条又は第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなければならない。但し、第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望する者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

- 第23条 顧客管理者は、登録外務員が商品先物取引の基本契約の締結を勧誘する際には、「受託契約準則」、「取引証拠金取扱特約」及び「商品先物取引-委託のガイド」を交付し、証拠金等に関する取扱特約等があれば、これらを用いて、第2項の(1)及び(2)を説明し、理解の確認を書面により行ったうえで、その後に第2項(3)及至(5)を説明し、その理解の確認を書面により行う。また、「リスク・マネージメント」その他当社所定の説明資料を勧誘に先立ってその勧誘を受ける者に交付するよう徹底しなければならない。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が前項に定める書面の記述や図面の該当箇所を示し且つ具体例も示しながら、勧誘を受ける者が以下の全てについて理解するのに十分な説明を行うよう常時監視するとともに、日常の指導を徹底しなければならない。
 - (1) 商品先物取引では、総取引総代金が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動幅が小さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引である旨
 - (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
 - (3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法

- (4) 取引証拠金等の制度の内容及び習熟期間における取引証拠金取扱特約等があればその内容について
- (5) その他「委託のガイド」に記載された商品取引所法第217条第1項第3号及び第4号(同法施行規則 第104条に定める事項)に定める事項

(確認)

- 第24条 登録外務員は、前条の定めに従った書面の交付及び説明の理解状況を確認するために、勧誘を受けた者に「口座開設申込書」にその旨を記載してもらった上で交付を受け、顧客管理者に提出しなければならない。
- 2 顧客管理者は、前項に基づいて提出された「口座開設申込書」の当該箇所を確認するとともに、正確を期すために必要な場合には、「口座開設申込書」に記入した者に対して、電話等により更に確認しなければならない。
- 3 本条第1項における「口座開設申込書」は、顧客の適格性を判断するために用いられなければならない。

第7章 契約の締結

(審査と取引の開始)

- 第25条 顧客管理者は、第17条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の結果の 通知を受ける前に、約諾書を徴求したり、取引証拠金等の預託を受けたり、注文を受けないよう登録外務員 に徹底しなければならない。
- 2 前項を実施するにあたっては、顧客の要望等は一切考慮してはならないものとする。
- 3 勧誘過程において顧客が適格性を有しないと判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする (契約及び受注)
- 第26条 商品先物委託契約は、第17条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査の 結果を顧客に通知した後に、当該通知内容を承諾した顧客からの約諾書の差入れを受けることより成立する ものとする。
- 2 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金又は入券の確認後に行うものとする。

第8章 新規顧客の保護育成

(新規顧客の定義)

- 第27条 以下の者を、「新規顧客」とする。
 - (1) 商品先物取引の未経験者
 - (2) 当社及び他社での商品先物取引の経験が、口座開設申込書の受領前3年以内に延べ3カ月に満たない者
- 2 顧客管理者は、前項の経験の有無等に関する第一次審査を口座開設申込書の記載及び登録外務員への事情聴 取等により行い、その結果を統括管理責任者に報告をするものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、前項の手続により審査して最終的に「新規顧客」に該当するか否かを決定するものとする。
- 4 第2項及び前項の判断については、統括管理責任者は「新規顧客簿」にその審査記録についてその根拠を含めて記入し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(保護育成措置)

第28条 当社は、「新規顧客」について、その育成と保護の徹底を図るため、次条から第32条に掲げる措置 及び別に定める保護措置を講ずるものとする。

(習熟期間の設置)

- 第29条 当社は、「新規顧客」が取引の仕組みや危険性等について、実際の取引を通じて理解を深めて習熟するために、取引の開始から原則として3カ月間の習熟期間を設けることとする。
- 2 前項にかかわらず、当社は、直近の3年以内に延べ90日間にわたり商品先物取引の経験がある「新規顧客」 についても、習熟期間を3カ月未満に設定することができる。
- 3 前項の設定の可否に係る審査は、総括管理責任者が、口座開設申込書の記載、登録外務員への事情聴取及び 「新規顧客」への確認等により商品先物取引の経験を確認した上で行うものとする。
- 4 総括管理責任者は、前項の審査の根拠及び結果を「新規顧客簿」に記録し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(習熟期間の解除又は延長)

- 第30条 顧客管理者は、習熟期間満了予定の顧客につき、取引に十分習熟したものと別に定める習熟期間解除 基準に従って客観的に判定したときは、当該期間満了日をもって習熟期間の解除を統括管理責任者に求める ことができる。
- 2 前項の申請は、当該顧客が自筆で記入した当社所定の申請書により行うものとする。
- 3 統括管理責任者は、申請があった顧客が取引に十分習熟したものと客観的に判定したときは、習熟期間を解除することができる。
- 4 統括管理責任者は、当該顧客に対して習熟期間の解除又は不解除についての審査結果とその理由、及び条件が付された場合はその事由と内容を通知するものとする。

(習熟期間中の取引資金制限)

- 第31条 当社は、「新規顧客」が適正な資金によって習熟目的を実現するために、習熟期間中においては、以下のように取引資金の制限を設けることとする。
 - (1) 習熟期間中の顧客から取引のために預託を受ける取引本証拠金の総額は、投資可能資金額の三分の一を超えてはならない。
 - (2) 前号の基準となる投資可能資金額とは、第16条第3項で規定する額であり取引によって発生した損失 (値洗いを含む)の通算額は当該投資可能資金額から控除したうえで累積の手数料及び消費税額を控除 した額をいう。
- 2 習熟期間中における投資可能資金額の増額変更は認めない。
- 3 委託者から取引制限を越える取引を求められた場合には、商品先物取引に習熟していること、商品先物取引 の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、及びその例外要件を理解し ているとともに自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受け、当該委託者が 商品先物取引に習熟しているかを客観的に判断したうえで、総括管理責任者の最終判断で承認された場合に 限り(1)の投資可能資金額の3分の一を超える取引量を受託することができる但し投資可能資金額を超え てはならないこととする。

(習熟期間中の保護育成)

- 第32条 顧客管理者は、「新規顧客」が習熟期間中の実践的な取引を通して、取引の仕組みやリスク、損益や取引資金の計算方法及び売買の手法等の理解を深め、適正な資金の範囲内で自らの判断と責任において取引をするよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
- 2 顧客管理者は、習熟期間中は原則として月1回(合計3回)の顧客面談等により、以下の各号についての理 解度確認調査を行うとともに、理解不足の事項については、補足説明をして理解させなければならない。
 - ①. 「受託契約準則」及び「商品先物取引―委託のガイド―」の内容についての理解状況
 - ②. 損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解状況
 - ③. 取引資金の状況把握及びその計算方法の理解状況
 - ④. 売買報告書等の見方の理解状況

- ⑤. 予測が外れた場合の対処方法と資金繰り、価格変動に伴うリスクの増幅・縮小の具体的な理解状況
- ⑥. 自己責任原則の理解状況
- (7). その他前記各号に準ずる事項

第9章 習熟顧客の取引管理と事故防止

(売買状況の管理)

- 第33条 顧客管理者は、習熟期間終了後の顧客(以下「習熟顧客」という。)について、その売買内容、建玉 内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況を常に監視し、顧客の健全な取引の維持を図る ために登録外務員を指導するものとする。
- 2 顧客管理者は、定期残高照合回答書等が顧客から適宜回収されるよう登録外務員を指導しなければならない。
- 3 顧客管理者は、前項の定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実関係を確認 し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。

(取引資金の適合性管理)

- 第34条 当社は、習熟顧客に取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引資金の制限を設けるものとする。
 - (1) 顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を超えない ものとする。
 - (2) 75歳以上の高齢者、年金等生活者及び年収500万円未満の者を除く原則不適格者たる顧客が投資可 能資金額の増額変更を希望する場合には、顧客管理者及び統括管理責任者は、顧客自筆の変更申出書と ともに、知識及び資産の客観的な裏付け資料を当該顧客から徴するなどして、取引規模に応じた適格性 の確認を行い、総括管理責任者に提出しなければならない。
 - (3) 投資可能資金額の増額変更は、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
 - (4) 投資可能資金額を超える入金がある場合には、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
 - (5) 統括管理責任者は、前2号の審査結果(条件等が付された場合はその条件等を含む)を当該顧客に通知 して確認しなければならない。
- (6) 顧客管理者は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行わせてはならない。 (売買注文等の指示時における意思確認)
- 第35条 顧客管理者は、顧客の売買注文等の意思確認及びその注文執行の報告等につき、登録外務員に業務日 誌への記帳を徹底させなければならない。
- 2 顧客管理者は、注文執行の報告及び管理上特に重要と判断する顧客からの指示や顧客への報告等について、 登録外務員に会話を録音し記録するよう指示するものとする。
- 3 顧客管理者は、前2項の業務日誌及び電話録音記録を5年間保管しなければならない。
- 4 顧客管理者は、商品取引所法令で勧誘を禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客自身の判断に 基づく委託である旨の自筆の申出書を徴しなければならない。

(不正資金の流入防止)

- 第36条 当社は、公金等取扱者の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を講ずるものと する。
 - (1)公金等取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が習熟期間における投資可能資金額の三分の一又は習 熟認定後の投資可能資金額を超えることが予測される場合には、顧客管理者は当該顧客と面談し、客観的 な裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆 の申出書を徴した上で統括管理責任者に報告するものとする。

- (2) 受託の継続及び習熟後の投資可能資金額の増額の可否については、前号による報告を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。
- (3) 本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金及び入金に係わる売買注文を受けないものとする。
- 2 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

- 第37条 公金取扱者等の取引又は前条第2項に該当する取引において以下が認められるときには、顧客管理者 は不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。
 - (1) 前条第1項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき
 - (2) 前条第1項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
 - (3) 1回の入金額が、年収相当額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
 - (4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合
- 2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が当該顧客と面談して、以下のように対応するものとする。
 - (1) 面談においては、当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。
 - (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさら に調査を進め、資金の解明を図るものとする。
 - (3) この調査にあたっては、登録外務員からも事情聴取するものとし、登録外務員は調査に協力しなければならない。
- 3 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその報告を速 やかに総括管理責任者に伝えるものとする。
- 4 不正資金の流入防止に係る調査の結果に基づき、当社は以下の措置をとるものとする。
 - (1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けないものとする。
 - (2) 顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の勧誘・受託を登録外務員に行わせてはならない。
- 5 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものとする。
- 6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当該顧客に対し速やか に取引を決済するように要請するとともに、その後の入金を取り扱わないよう登録外務員に徹底しなければ ならない。

(事故予防)

- 第38条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及び登録外務員に確認して事実関係を把握しなければならない。
 - (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
 - (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、苦情等処理規定に基づき速やかに統括管理責任者に 取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の苦情等処理規定に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

(取引証拠金等に係る措置)

- 第39条 当社は、取引証拠金等について以下のとおり定める。
 - (1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。
 - (2) 習熟期間中の取引証拠金等については「取引証拠金取扱特約」において定めるものとする。但し、新規 顧客に該当しない者で当社が経験ありと明確に判断できる者は除く。
 - (3) 取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。但し差換預託をする場合には、「差換預託に係わる同意書」を顧客から徴するものとする。
 - (4) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。但し、追徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。
- 2 顧客管理者は、前項の内容について顧客に十分且つ適切に説明するよう登録外務員の指導を徹底しなければ ならない。
- 3 統括管理責任者は、取引証拠金等に係る内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を 3年間保存するものとする。

(取引証拠金等の返還)

- 第40条 当社は、返還可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業日内に返還するものとする。但し、「取引証拠金取扱特約」に定めた習熟期間準備証拠金を除く。
- 2 前項の請求を受けたとき、顧客管理者は、顧客の意思に反して返還を遅延し又は回避するための勧誘や説得 を登録外務員に行わせてはならない。

(追証拠金等追加徴収に係わる措置)

- 第41条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金について 商品取引所法令が定める入金期日を厳守させるよう営業外務員に指導を徹底しなければならない。
- 2 前項の未徴収又は未収金の回収責任者は、預託が必要となった時点における顧客管理者及び登録外務員とし、これらの者は、当該顧客並びに統括管理責任者と協議して適切且つ迅速な回収に努めなければならない。

(委託者との入出金に係る管理措置)

- 第42条 委託者との間の入出金は、原則として振込により行うものとする。なお、やむを得ず現金等の授受を 行う場合には統括管理責任者が委託者ごとにその必要性について個別に審査したうえで判断するものとす ス
- 2 取引証拠金等を現金又は有価証券等の現物で受領する場合には、あらかじめ金額等を記載した当社所定の「取引証拠金預り証」の交付と同時に行うものとする。
- 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、顧客管理者は当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外 務員の氏名等について照合確認を行うものとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する 場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

第11章 委託手数料

(委託手数料額)

- 第43条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が取引開始前に当社所定の手数料表を顧客に交付し、委託手数料額並びにその徴収時期及び方法について顧客の理解を得るよう十分に説明するよう徹底しなければならない。

(委託手数料の変更に係わる措置)

第44条 統括管理責任者及び顧客管理者は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には、顧客に 周知せしめることとする。

第12章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

- 第45条 登録外務員は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、日々の営業活動を通じて、登録外務員が禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。
- 3 顧客管理者は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び登録外務員からの事情聴取などにより速やかに事実確認を行い、禁止行為が認められた場合にはその旨を総括管理責任者に報告をしなければならない。
- 4 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。 (制裁)
- 第46条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、就業規則第44条により懲戒に処す。

第13章 その他

(広告等)

第47条 当社が定めた「広告規定」に基づいて適正に管理するものとする。

(合併、吸収分割及び事業の譲渡に係る経過措置)

第48条 合併、吸収分割及び事業の譲渡により移管する委託者で、本規則第19条第5号に該当する者及びそれに準ずる者(合併、吸収分割及び事業の譲渡の日から1年以内に本規則第19条第5号に該当することになる者)についての経過措置については、別に定める「細則」によるものとする。

(付則)

- 1. 本規則は平成17年8月1日より実施する。
- 2. この改正は平成18年2月1日より実施する。
- 3. この改正は平成18年7月3日より実施する。
- 4. この改正は平成19年1月29日より実施する。
- 5. この改正は平成19年9月28日より実施する。
- 6. この改正は平成20年1月4日より実施する。
- 7. この改正は平成20年6月2日より実施する。
- 8. この改正は平成20年7月14日より実施する。
- 9. この改正は平成21年3月2日より実施する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則(以下「本規則」という。)は、岡安商事株式会社(以下「当社」という。) の電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客の適正な受託業務を確保するために、必要 事項を定めるものである。

(制定及び改廃)

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 電子取引に係る商品先物取引の管理は、本社に管理部を置く。

(業務体制)

第4条 電子取引に係る商品先物取引の業務は、ネット総合部ホームトレード課(以下、「HT課」という。) が管理部による審査、その他関連業務をとりまとめて業務運営を行う。

(管理部)

第5条 管理部に以下の者を置く。

- (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
- (2) 部員 (課長その他の役職を含む)
- 2. 前項の者は、営業部門を兼務してはならない。
- 3. 管理部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 管理部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3) 顧客の審査
 - (4) 顧客満足度の把握
 - (5) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処理
- 4. 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前項の職務を果たすものとし、管理部長が存する場合には、管理 部長の職務を補佐するものとする。
- 5. 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。

(管理部員)

第6条 管理部員の職務は、以下のものとする。

管理部長の職責を補佐する。

(総括管理責任者等)

第7条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 副総括管理責任者
- (3) 統括管理責任者
- (4) 副統括管理責任者
- (5) 顧客管理者

(総括管理責任者及び副総括管理責任者)

第8条 本社に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。

- 2. 総括管理責任者は、管理本部長とする。
- 3. 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4. 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5. 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のものとする。
 - (1) 管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ最終決定を行うこと
 - (3) 受託業務に係る管理状況を取締役会に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
 - (4) 苦情や紛争等が発生した場合に調査を行うこと
 - (5) 3ヶ月に1回以上受託業務管理者会議を開催し、主催すること
 - (6) 本規則に違反した者に対する社内制裁に関し、賞罰審議会を通じて取締役会に対して意見を具申すること。
 - (7) 広告の審査

6. 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない場合に、総括管理責任者の職務及び権限を代行する。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

第9条 本社に統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。

- 2. 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3. 副統括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4. 統括管理責任者及び副統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5. 統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限は、以下のものとする。
 - (1) 管理の責任者として管理体制全体を統括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について指揮をし、且つ決定を行うこと
 - (3) 通常審査の最終審査を行うこと
 - (4) 苦情や紛争等が発生した場合に、調査を行うこと
 - (5) 広告の審査

(顧客管理者)

第10条 本社の管理部に顧客管理者を置く。

- 2. 顧客管理者は、管理部員の中から統括管理責任者が指名する者とする。
- 3. 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4. 顧客管理者の職務は、以下のものとする。
 - (1) 顧客の適格性に関する審査をし、その可否を統括管理責任者へ報告
 - (2) 顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告

第3章 顧客の勧誘と取引希望者の取扱

(適正な勧誘の遂行)

第11条 勧誘行為に関しては、商品先物取引所法等の関係法令の規制が適用されること及び本規則の規程に則った勧誘が行われるようにしなければならない。

2. 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘及び受託を行わない。

(個人情報の管理)

第12条 住所・氏名(商号)・電話番号・電子メールアドレス等、当社が取得した顧客情報については、個人情報保護法及び当社の個人情報保護規程に基づき管理するものとする。

(顧客への告知)

第13条 勧誘に先立って、顧客に対して当社の商号、所在地、部店名、商品取引員であることを予め告知しなければならない。

(再勧誘と迷惑な勧誘行為の禁止)

第14条 勧誘を明確に断った者に対しては、継続及びその後の勧誘を行ってはならない。ただし、情報等を受ける者からの指定、指示又は許諾があった場合は、この限りではない。

2. 勧誘を明確に断った者は、「勧誘拒否者リスト」により管理しなければならない。また、「勧誘拒否者リスト」 に掲載された者に対しては、その方法を問わず勧誘をしてはならない。

第4章 適格性の審査手続き

(口座開設申込者)

第15条 HT課は、口座開設申込者に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理者に提出しなければならない。

- 2. 「口座開設申込書」の記載事項は以下のものとする。
 - (1) 個人について
 - ①氏名
 - ②性別
 - ③住所
 - ④電話番号
 - ⑤年齢
 - ⑥生年月日
 - ⑦家族構成

- ⑧住居の所有形態
- ⑨電子メールアドレス
- ⑩振込先銀行口座
- (2) 職業について
- ①勤務先名
- ②勤務先住所
- ③勤務先電話番号
- ④所属·役職
- ⑤業種
- ⑥勤続期間
- (3) 資金等について
- ①年収
- ②金融資産
- ③投資可能資金額
- (4) 商品先物取引の経験について
- (5) その他の投資経験について
- (6) 取引目的について
- (7) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、原本の提示を求めた上でその写しの提出を受けるものとする。
- 3. 前項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障がない範囲で、取引証拠金等(取引証拠金、 追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等取引に必要となるすべての証拠金)として差入れが可能であると 口座開設申込者が判断し「口座開設申込書」にて届出る資金額であり、当該金額は金融資産額を超えてはな らない。
- 4. 法人の口座開設申込み時の本人確認書類は、法人代表者の2項(7)の書面のいずれかと、当該法人の登記簿 謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代理人を定めたときは、これらの書面に加え、代理人の2項(7) の書面のいずれかと代表者の署名・捺印がある当該法人の委任状の提出を受けるものとする。
- 5. 顧客管理責任者は、第19条に定める原則不適格者の口座開設申込を審査する際、第20条に定める書面を徴求しなければならない。
- 6. 預り証拠金残高が無い状態で1年を経過した顧客は、再度の申込みを行うものとする。

(審査の手続)

第16条 HT課は、「口座開設申込書」の提出を受けたときは速やかに当社所定形式の「顧客カード」を作成しなければならない。

- 2. 顧客の審査は、顧客管理者が行い、統括管理責任者の承認を受けるものとする。
- 3. 前項の審査は、「顧客カード」に基づいて第18条~第21条に定める基準に従って行い、顧客管理責任者は適否の判断根拠を含めた審査結果を「顧客カード」に記入しなければならない。
- 4. 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、顧客から入手した顧客の情報等を「顧客カード」の属性変更等欄に記入するものとする。
- 5. 顧客管理者は、審査の結果(審査により受託条件や取引制限等を設定した場合は、当該条件や制限等を含む)をHT課に対して通知するものとする。
- 6. HT課は、審査の結果承認された顧客に対してはID、パスワードを発行送付し、否認の顧客に対してはその旨連絡しなければならない。

(顧客情報の管理)

第17条 「顧客カード」及び口座開設申込書類は、総括管理責任者が当該顧客の取引終了後7年間保存するものとする。ただし、口座開設に至らなかった顧客の情報については、この限りではない。

- 2. 「顧客カード」及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規程」に従って管理されなければならない。
- 3. 解約の申出があった顧客のIDは削除する。

第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

第18条 当社は、以下の者を絶対不適格者とし、いかなる理由があろうとも受託を一切行わないものとする。

- (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
- (2) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者

- (3) 商品先物取引に係る知識または判断能力等の適合性に欠ける以下に掲げる者
- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
- ②精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者
- ③知識及び特性の認識を著しく欠く者
- (4) 取引資金に適合性を欠く以下に掲げる者
- ①生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③借り入れによって取引を行おうとする者
- (5) 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し又は惹起するおそれがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
- (6) 75歳以上の者(ただし、当社の電子取引を継続している者については再度審査することがある)
- (7) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
- (8) 当社が、その者が過去に行った商品先物取引及びその他金融取引において、不適切な取引があったと判断する場合
- (9) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

第19条 当社は、以下の者を原則不適格者とし、原則として勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という。) ただし、「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。
- (2) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (3) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者(ただし、本規則施行前から取引している者は除く)
- (4) 既に当社で対面取引の建玉がある委託者乃至建玉が見込まれる委託者
- (5) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

第20条 前条に該当し、且つ以下のいずれかの要件を満たす者から委託の申込があった場合、顧客審査によって 勧誘又は受託を認めることがある。

- (1) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、当該方法に支障のないことが客観的に確認できること
- (2) トランスファーにより当社へ口座を移した者については、前条各号に該当する場合であっても、統括管理責任者が審査の上承認したものについては以後の取引を継続することが出来るものとする。
- (3) 前条(4)、(5)に該当する者で当社が受託を行うことに相当の理由等を認める者
- 2. 前項1号乃至2号の者の受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記入した書面が提出されていなければならない。
 - (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており、且つその趣旨を理解しているとともに、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨
 - (2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限を設定する場合には、その制限内で取引することを承諾する旨 (継続委託者の適格性)

第21条 当社は、顧客が取引期間中に第18条又は第19条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなくてはならない。ただし、第19条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望している者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

第22条 HT課は、口座開設の申込を受け付けるより前に、「受託契約準則」、「商品先物取引-委託のガイド」、 また証拠金等に関する取扱特約等があれば、これらを資料請求者に交付しなければならない。

- 2. 口座開設申込者に対しては、以下の第1号から第5号の各事項について説明し理解の確認を書面又は、電磁的方法により行わなければならない。
 - (1) 商品先物取引では、総取引金額が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動幅が小さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引である旨
 - (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金取引等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
 - (3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法

- (4) 取引証拠金等の制度の内容及び取引証拠金取扱特約等があればその内容について
- (5) その他「商品先物取引-委託のガイド」に記載された商品取引所法第217条第1項第3号及び第4号(同法施 行規則第104条に定める事項)に定める事項

(確認)

第23条 前条の説明は、該当の書類の交付又は電磁的方法による交付によって行うものとする。また、交付書面及び説明の理解状況が書面または電磁的方法にて確認がなされないものは審査しないものとする。

第7章 契約の締結

(契約及び受注)

第24条 電子取引における商品先物委託契約は、第16条第2項に基づく審査の結果を顧客に通知した後に、当該 通知内容を承諾した顧客からの取引証拠金等の入金を受けることにより成立するものとする。

2. 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金等の確認後に行うものとし、入金等以前の注文等は一切受け付けてはならない。

第8章 顧客の取引管理と事故防止

(売買状況の管理)

第25条 HT課乃至業務部は、取引成立不成立の通知及び定期残高照合回答書等を郵便または電磁的方法により顧客に送付しなければならない。

- 2. 顧客管理者は、顧客の売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況について著しく注意を要する場合は顧客に連絡できるものとする。
- 3. 顧客管理者は、定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実関係を確認し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。
- 4. HT課は、預り証拠金残高がなく1年を経過した顧客に対しては、IDを削除しシステムの利用を制限できるものとする。

(取引資金の適合性管理)

第26条 顧客の取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引制限を設けるものとする。

- (1) 顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を超えないものとする。投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、その意思の確認および新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たに設定された投資可能金額が、申告されている金融資産の範囲内の場合には総括管理責任者の承認を受けるものとする。
- (2) 年金等生活者を除く原則不適格者たる顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する場合には、HT課は、顧客自筆の変更申出書とともに、資産の客観的裏付け資料を当該顧客から徴し、顧客管理者に提出する。顧客管理者は、取引規模に応じた適格性の審査を再度行い、統括管理責任者の承認を得なければならない。
- (3) 投資可能資金額の増額変更は、統括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (4) 統括管理責任者は、(2) もしくは(3) の審査結果をHT課に連絡し、HT課が当該顧客に通知しなければならない。
- (5) 顧客管理者及びHT課は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行わせてはならない。

(不正資金の流入防止)

第27条 公金取扱者等とは以下の法人又は財団等において直接・間接に金銭又は有価証券等の取扱いに係る者 (以下「公金取扱者」という)とする。

①銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関

②国・地方公共団体及びその他の公益機関

③会社·法人等

- 2. 当社は、公金取扱者等の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 公金取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が投資可能資金額を超えることが予測され不正資金と考えられる場合には、HT課は顧客管理者に報告し、顧客管理者は、客観的な裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆の申出書を徴し、統括管理責任者に提出するものとする。

- (2) 投資可能資金額の増額の可否については、前号による申出を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。
- (3) 本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金を受けないものとする。
- 3. 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

第28条 公金取扱者等の取引又は前条第3項に該当する取引において以下が認められるときには、HT課は顧客管理責任者に報告し、不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。

- (1) 前条第2項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき
- (2) 前条第2項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
- (3) 1回の入金額が、金融資産額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
- (4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合
- 2. 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が以下のような対応をするものとする。
 - (1) 当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。
 - (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさら に調査を進め、資金の解明を図るものとする。
 - (3) この調査にあたっては、HT課等関係者から事情聴取するものとし、HT課等関係者は調査に協力しなければならない。
- 3. 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその報告を速 やかに総括管理責任者に伝えるものとする。
- 4. 不正資金の流入防止に係る調査により、不正であると認められた場合、当社は以下の措置をとるものとする。
 - (1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けないものとする。
 - (2) 不正であると認められた場合、顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の受託を行わせてはならない
- 5. 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものとする。
- 6. 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の受託及びいかなる入金も受けないこととする。

(事故の予防及び処理)

第29条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及びHT課等に確認して事実関係を把握しなければならない。

- (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
- (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2. 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、苦情処理規定に基づき速やかに統括管理責任者に取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3. 商品取引事故が発生した場合、統括管理責任者は、前項の苦情処理規定に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

第9章 取引証拠金等

(取引証拠金等に係る措置)

第30条 当社は、取引証拠金等について以下の通り定める。

(1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。

- (2) 取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。ただし、差換預託をする場合には、「差換預託に関する同意書」を顧客から徴するものとする。
- (3) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。 ただし、追 徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。

(取引証拠金等の返還)

第31条 当社は、取引可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業 日以内に返還するものとする。

(追証拠金等追加徴収に係る措置)

第32条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金について商 品取引所法令が定める入金期日を厳守させるようHT課に対し指導を徹底しなければならない。

2. 前項の未徴収はHT課で行い、未収金の回収は管理部がHT課と協力して、当該顧客と協議して適切且つ迅速な回収に努めなければならない。

(証拠金預り証)

第33条 当社は、電子的取引に係る商品先物取引に関して金銭により取引本証拠金等の受け入れをする場合は原則「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」を顧客より徴し、「証拠金預り証」の発行を省略することができるものとする。

第10章 委託手数料

(委託手数料額)

第34条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。

2. HT課は、取引開始前に当社所定の手数料表並びにその徴収時期及び方法について書面または電磁的方法により 交付するものとする。

(委託手数料の変更に係る措置)

第35条 HT課は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には、顧客に書面または電磁的方法により通知するものとする。

第11章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

第36条 HT課及び顧客管理者は、商品先物取引の委託の受託や電子的な広告活動を行うに当たり、商品取引所法令、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。

2. 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。 (制裁)

第37条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、当社就業規則第44条により懲戒に処す。 (附則)

- 1. 本規則は、平成17年8月1日より実施する。
- 2. この改正は、平成18年2月1日より実施する。
- 3.この改正は、平成19年2月1日より実施する。
- 4. この改正は、平成19年9月30日より実施する。
- 5. この改正は、平成20年7月14日より実施する。
- 6.この改正は、平成21年3月2日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末登録外務員数
89名	71名	28名	132名

⑦ 委託者に関する事項

期 首 委託者数	新規委託者数	期 末 委託者数
1,117名	1, 168名	1,667名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件			
	苦 情	紛 争	訴 訟	苦 情	紛 争	訴 訟
	相互の話	紛争処理		相互に話	紛争処理	
	合いによ	機関での		合い中	機関で処	
	る解決	解決			理中	
当該年度に新						
規に発生した						
案件の件数						
12件	4件	0 件	0 件	8件	0 件	0件
前年度から継						
続している案						
件の件数						
3 0 件	0 件	16件	0 件	10件	4 件	0 件
合計 42件	4件	16件	0件	18件	4 件	0 件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
 - 2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
 - 3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費 者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
 - 4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から訴訟があったものをいう。
 - 5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
 - 6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴 訟	紛争	訴 訟
当該年度に新 規に発生した 案件の件数				
0件	0 件	0件	0件	0件
前年度から継 続している案 件の件数				
0件	0件	0件	0件	0 件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件	
	訴 訟	訴 訟	
当該年度に新			
規に発生した			
案件の件数			
0 件	0件	0件	
前年度から継			
続している案			
件の件数			
1 件	1 件	0件	
合計 1件	1 件	0 件	
(3)) == 1, 38 [= 47			

⁽注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に 対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新 規に発生した 案件の件数				
8件	6件	2件	0件	0 件
前年度から継続している案件の件数				
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 8件	6 件	2件	0件	0 件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を 誤ることをいう。
 - 2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

岡安商事株式会社

貸 借 対 照 表 (平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債の	部
流動資産	7, 645, 960	流動負債	6, 587, 181
現 金 預 金	1, 580, 553	預 り 証 拠 金	5, 287, 010
委 託 者 未 収 金	38, 466	未 払 金	1, 215, 738
保管有価証券	199, 305	未 払 費 用	52, 376
差入保証金	4, 153, 039	未 払 法 人 税 等	5,000
委託者先物取引差金	886, 322	預り金	27, 055
預 託 金	101, 046		
金 銭 の 信 託	100, 000	特別法上の準備金	104, 130
未 収 入 金	545, 895	商品取引責任準備金	102, 109
その他の流動資産	47,051	金融商品取引責任準備金	2, 021
貸倒引当金	△5, 720		
固定資産	1, 984, 100	負債合計	6, 691, 312
有形固定資産	171, 501	純 資 産 の	部
建物及び設備	109, 463	株主資本	3, 205, 669
構築物	765	資 本 金	1,000,000
車 両	4, 752	利 益 剰 余 金	2, 304, 465
器 具 及 び 備 品	18, 634	利 益 準 備 金	250, 000
土 地	37, 884	その他利益剰余金	2, 054, 465
無形固定資産	193, 807	任 意 積 立 金	3, 400, 000
ソフトウェア	121, 491	(役員退職積立金)	(150, 000)
その他の無形固定資産	72, 316	(別途積立金)	(3, 250, 000)
投資その他の資産	1, 618, 791	繰越利益剰余金	$\triangle 1,345,534$
投 資 有 価 証 券	752, 921	自 己 株 式	△98, 796
関係会社株式	28		
出 資 金	190, 013	評価・換算差額等	△266, 921
長期差入保証金	597, 680	評 価 差 額 金	△266, 921
その他の投資等	129, 853		
貸 倒 引 当 金	\triangle 51, 707		
		純 資 産 合 計	2, 938, 747
資 産 合 計	9, 630, 060	負債純資産合計	9, 630, 060

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

±31			Δ.	(単位:十円)
科 	目		金	額
営 業 収 益				
受取	手 数	料	1, 169, 996	
売	損	益	△5, 042	1, 164, 954
営業費用				
販 売 費 及	び一般管理	費	1, 604, 176	1, 604, 176
営	業 損 失			439, 222
営 業 外 収	益			
受 取 利	」 息 配 当	金	12, 345	
その他	の 営 業 外 収	益	64, 384	76, 729
営業外費	用			
営業	外費	用	32, 294	32, 294
経	常損失			394, 787
特別利益				
その他	の 特 別 利	益	444,483	444,483
特別損失				
取引責任	進 備 金 繰 入	、額	1, 046	
その他	の 特 別 損	失	27, 231	28, 278
税引前	当期 純 利	益		21, 417
法人税、位	主民税及び事業	業 税	7, 670	
当 期	純 利	益		13, 747

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金					
			その他	資本		7	の他利益剰	余金	利益
	資本金 資本 資本 剰余金 準備金 剰余金 合計	利益 準備金	役員 退職 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	剰余金合計			
前期末残高	1,000,000				250,000	150,000	3,250,000	△1,359,281	2,290,718
当 期 変 動 額									
剰余金の配当									
役員賞与の支給									
別途積立金の取崩									
当 期 純 利 益								13,747	13,747
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計								13,747	13,747
当 期 末 残 高	1,000,000				250,000	150,000	3,250,000	△1,345,534	2,304,465

	株主資本		評価・換		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価差額等 合計	純資産合計
前 期 末 残 高		3,290,718	△169,950	△169,950	3,120,767
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
役員賞与の支給					
別 途 積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益		13,747			13,747
自己株式の取得	△98,796	△98,796			△98,796
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△96,971	△96,971	△96,971
当期変動額合計	△98,796	△85,049	△96,971	△96,971	△182,020
当 期 末 残 高	△98,796	3,205,669	△266,921	△266,921	2,938,747

④ 個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 満期保有目的債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額金は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウエア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等の特定の 債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 商品取引責任準備金

商品取引所法第221条第1項の規定に基づき計上しております。

(3) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5第1項の規定に基づき計上しております。従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、金融商品取引責任準備金として計上しております。

- 6. 収益の計上基準
 - (1) 受取手数料
 - ①商品先物取引に係る受取委託手数料

商品取引所における約定日に計上しております。

②商品ファンド販売手数料

取引約定日に計上しております。

③為替証拠金取引に係る受取委託手数料

取引約定日に計上しております。

(2) 売買損益

商品先物取引損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による 評価損益を計上しております。

7. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、未払消費税等は貸借対照表上、

流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 275,635千円

2. 偶発債務

係争中 245,964千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権 68,826千円 短期金銭債務 74,462千円

4. 取締役に対する金銭債権債務

長期金銭債権 880千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 894千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

前期末株式数 当期增加数 当期減少数 当期末株式数

発行済株式

 普通株式
 1,641,300株
 0
 0
 1,641,300株

 合計
 1,641,300株
 0
 1,641,300株

自己株式

普通株式0株141,1380141,138株*1合計0株141,1380141,138株

*1 自己株式の増加は株主からの買取による増加です。

V. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関係会社

(単位:千円)

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
会社	Harbest Fund Management, L td.	所有 直接100%	商品ファンド 投資 役員の兼任	先物取次	60, 894	投資有価証 券 預り証拠金	68, 826 74, 462

⁽注) 1. 上記金額には消費税等を含めておりません。

Ⅷ.1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額1,790円50銭2. 1株当たり当期純利益8円37銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

	諸	項	目	比率
(a) 純資産額規	見制比率 [純資産額』	/リスク額×100]		8, 551%
(b) 純資産額資	本金比率[純資産額	[/資本金額×100]		281%
(c) 自己資本資	本金比率 [自己資	本/資本金額×100]		294%
(d) 自己資本比	· 二率 [自己資本/総資	译産額×100]		31%
(e) 修正自己資	香本比率 [自己資本/	/総資産額×100]		31%
(f) 負債比率	[負債合計額/純資産	額×100]		220%
(g) 流動比率	[流動資産額/流動負	債額×100]		116%

4. 追加開示情報

③ 会社の目的

- 1. 金融商品取引法に定める金融商品取引業、金融仲介業及びその他業務
- 2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品の売買及び売買取引の受託
- 3. 商品取引所法第2条第4項の商品に係る売買の媒介、取り次ぎ若しくは代理 及び輸出入並びに海外における事業及び投資
- 4. 商品投資に係る規制に関する法律に基づく商品投資契約の締結及び商品投資 受益権の販売又はその代理若しくは媒介並びに商品投資顧問契約に基づく 特定商品投資
- 5. 有価証券並びに不動産への投資
- 6. アルミニウムの売買
- 7. 貴金属地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に関する業務
- 8. 両替業
- 9. 金融商品及び商品取引への投資その他の財産形成等に関する講習及び教育・ 研修・セミナー等に関する業務
- 10. 生命保険の募集に関する業務
- 11. 前各号に附帯関連する一切の事業
 - (注)上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。
- ※平成21年4月7日付け定款の目的事項の変更をいたしました。

④ 事業の内容

- (2) 業務の内容
 - (a) 主たる業務
 - イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号:農林水産省「16総合第1870号」、経済産業省「平成17.03.16商第1号」)

市場名取引所名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	アルミニウム	石油	水産物	農産物・飼料指数	鉄スクラップ	上場品目名
東京穀物商品取引所	0									一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブ スタコーヒー生豆、生糸、大豆オプション、 とうもろこしオプション
㈱東京工業品取引所			0	0	0					金、銀、白金、パラジウム、金オプション、金ミニ、白金ミニ ゴム アルミニウム
関西商品取引所	0	0				0	0			ガソリン、灯油、原油 とうもろこし、米国産大豆、小豆 粗糖 冷凍えび
中部大阪商品取引所								0	0	コーヒー指数、コーン 7 5 指数 鉄スクラップ

※ 平成21年4月16日付け東京穀物商品取引所砂糖市場を脱退いたしました。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記 イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 外国為替取引業

金融商品取引法第 29 条に基づき登録を受けた金融商品取引業者であり、取引所為替証拠金取引「くりっく 365」」の取引を行っております。(登録番号:「近畿財務局長(金商) 第 304 号」)

口. 商品投資販売業

運用法人として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

(登録番号:「近畿財務局長(金商)第304号」)

※平成21年4月9日付け関東財務局から近畿財務局に管轄が変更されました。

※平成21年5月30日付け外国為替取引業のうち店頭デリバティブ業務を分割しました。

受託業務管理規則変更新旧対照表 09.04.01 変更後 現行 (管理体制) (管理体制) 第3条 第3条 本社及び東京本部統括店に管理部及び顧客管理 本社及び東京本部統括店に管理部を置く。 サービス部を置く。 (管理部) (管理部) 第4条 第4条 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。 但し、顧客管理サービス部を兼務する事を妨 げない。 3 (5)削除 3(6)問い合わせ・苦情等に対する対応・処 (5) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処 理 (顧客管理サービス部)(新設) 第5条 顧客管理サービス部に以下の者を置く。 (1) 部長(管理本部長含む)・次長 (2)部員(課長その他の役職を含む) 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。 但し管理部を兼務する事を妨げない。 3 顧客管理サービス部長の職務は、以下のもの とする。 (1)顧客管理サービス部組織体制の統括 管理

- (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管
- (3) 登録外務員の監督・教育・指導
- (4) 顧客満足度の把握
- (5) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処 理
- 4 顧客管理サービス部次長は、顧客管理サービス部長が存しない場合には、前項の職務を果たすものとし、顧客管理サービス部長が存する場合には、顧客管理サービス部長の職務を補佐するものとする。
- 5 顧客管理サービス部員は、顧客管理サービス 部長及び顧客管理サービス部次長の指示に 従って、顧客管理サービスを行うものとする。

以下1条ずつ繰下げ

(管理部員・顧客管理サービス部員)

第 6 条

管理部員・<u>顧客管理サービス部員</u>の職務は以下のものとする。

管理部長及び<u>顧客管理サービス部長</u>の職責を 補佐する。

(顧客管理者)

第 10条

本社及び東京本部統括店の管理部<u>及び顧客管</u> 理サービス部に、顧客管理者を置く。

2 顧客管理者は、管理部員<u>及び顧客管理サービ</u> ス部の中から、統括管理責任者が指名するもの とする。

(制裁)

第 47 条

禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、就業規則第47条により懲戒にする。

第5条~第48条

(管理部員)

第5条

管理部員の職務は以下のものとする。

管理部長の職責を補佐する。

(顧客管理者)

第9条

本社及び東京本部統括店の管理部に、顧客管理者を置く。

2 顧客管理者は、管理部員の中から、統括管理 責任者が指名するものとする。

(制裁)

第 46 条

禁止行為を行った者及び本規則に違反した者 は、就業規則第44条により懲戒にする。

受託業務管理規則変更新旧対照表

09.05.07

(迷惑な勧誘行為の禁止)

第 15 条

登録外務員は、<u>午後11時</u>から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りでなはい。

変更後

(迷惑な勧誘行為の禁止)

第 15 条

登録外務員は、午後10時から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りでなはい。い。

現行

電子取引に係る受託業務管理規則 新旧対照表

岡安商事株式会社 平成 21 年 6 月 15 日

	新	旧
第3条	電子取引に係る商品先物取引の管理は、本社及び東京	電子取引に係る商品先物取引の管理は、本社に管
370%	本部統括店に管理部及び顧客管理サービス部を置く。	理部を置く。
	平印が旧石に自在印及し殿存自在ケーとハ印で巨く。	
第5条	 (管理部)	 (管理部)
労り木	(略)	(略)
	(¹⁶⁷⁾ 2 前項の者は、営業部門を兼務してはならない。 <u>但し、</u>	2 前項の者は、営業部門を兼務してはならない。
		2 前項の有は、各来部門を飛伤してはなりない。
	顧客管理サービス部を兼務する事を妨げない。	
左 c 夕	(部存然四本 パッ如)	(
第6条	(顧客管理サービス部)	(新設)
	顧客管理サービス部に以下の者を置く。	
	(1) 部長(管理本部長を含む)・次長	
	(2) 部員 (課長その他の役職を含む)	
	2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。	
	但し、管理部を兼務する事を妨げない。	
	3 顧客管理サービス部長の職務は、以下のものとする。	
	(1)顧客管理サービス部組織体制の統括管理	
	(2)顧客及び顧客の取引に関する統括管理	
	(3)顧客満足度の把握	
	(4)問い合わせ・苦情に対する対応・処理	
	4 顧客管理サービス部次長は、顧客管理サービス部長	
	が存しない場合には、前項の職務を果たすものとし、顧	
	客管理サービス部長が存する場合には、顧客管理サ	
	ービス部長の職務を補佐するものとする。	
	5 顧客管理サービス部員は、顧客管理サービス部長及	
	び顧客管理サービス部次長の指示に従って、顧客管	
	理サービスを行うものとする。	
the - to	(Attention to the second of th	/ Ar
第7条	(管理部員・顧客管理サービス部員)	(管理部員)
	管理部員 <u>・顧客管理サービス部員</u> の職務は以下のものと	管理部員の職務は以下のものとする。
	†3°	hele with the Political Control of the Control of t
	管理部長及び顧客管理サービス部長の職責を補佐す	管理部長の職責を補佐する。
	వ.	
然10 夕		(日南田乳中以本)
第16条	(口座開設申込者)	(口座開設申込者)
	(略)	(略)
	2 (略)	2 (略)
	3 法人の「口座開設申込書」の記載事項及び提出書類	3 (新設)
	は以下のものとする。	
	(1)法人について	
	①商号 ②(A-5-4-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7	
	②代表者名	
	<u>③所在地</u>	
	④設立年月日	
	<u>⑤業種</u>	
	<u>⑥電話番号</u>	
	⑦電子メールアドレス	
	⑧振込先銀行口座	
	(2)売買責任者について	
	①売買責任者名	

②性別

③売買責任者自宅住所

④売買責任者連絡先電話番号

⑤年齢

⑥生年月日

⑦所属部署、役職

(3)資金等について

①年商

②資本金

③金融資産

④投資可能資金額

(4)商品先物取引の経験について

①法人の投資経験

②売買責任者の投資経験

(5)その他の投資経験について

①法人の投資経験

②売買責任者の投資経験

- (6)受託契約を締結する目的について
- (7)売買責任者本人確認書類(当社所定の公的機関に よる証明書又はその写し)
- (8) 当該法人の登記簿謄本の写しまたは現在事項全部 証明書
- (9)代表者個人が連帯保証する旨の連帯保証書。なお、 この場合には代表者の印鑑登録証明書の添付を求 めることとする。
- (10) 売買責任者が代表者と異なる場合は当該法人の役 職員とし、当該法人代表者の署名・捺印がある委任 状の提出を受けるものとする。
- 4 第2項における「投資可能資金額」とは、損失を被って も生活に支障がない範囲で、取引証拠金等(取引証 拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等取 引に必要となるすべての証拠金)として差入れが可能 であると口座開設申込者が判断し「口座開設申込書」 にて届出る資金額であり、当該金額は金融資産額を超 えてはならない。
- (2) 第3項における法人の「投資可能資金額」は、法人と して損失を被っても支障のない範囲として申告を受け るものとする。

5、6(略)

5、6 (略)

第39条

(法人顧客の適用除外)

顧客が法人の場合、本規則第19条、第20条及び第21 条は適用しないものとする。

(附則)

1.本規則は、平成17年8月1日より実施する。 2.この改正は、平成 18年2月1日より実施する。

3.この改正は、平成 19年2月1日より実施する。

4.この改正は、平成 19年9月30日より実施する。

5.この改正は、平成 20 年 7 月 14 日より実施する。

6.この改正は、平成21年3月2日より実施する。

7.この改正は、平成 21 年 6 月 15 日より実施する。

(新設)

1.本規則は、平成17年8月1日より実施する。 2.この改正は、平成 18 年 2 月 1 日より実施する。 3.この改正は、平成 19年2月1日より実施する。 4.この改正は、平成 19年9月30日より実施する。 5.この改正は、平成 20 年 7 月 14 日より実施する。 6.この改正は、平成 21 年 3 月 2 日より実施する。

4 第 2 項における「投資可能資金額」とは、損失を

被っても生活に支障がない範囲で、取引証拠金

等(取引証拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定

時増証拠金等取引に必要となるすべての証拠

金)として差入れが可能であると口座開設申込者

が判断し「口座開設申込書」にて届出る資金額で あり、当該金額は金融資産額を超えてはならな

第1章 総則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則(以下「本規則」という。)は、岡安商事株式会社(以下「当社」という。)の適正な受託業務を確保するために、受託業務に係る諸手続を定めるとともに、受託業務に係る社内管理体制の整備及びその適正且つ公正な運営に必要な事項を定めるものである。

(制定及び改廃)

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 本社及び東京本部統括店に管理部及び顧客管理サービス部を置く。

(管理部)

- 第4条 管理部に以下の者を置く。
 - (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
 - (2) 部員(課長その他の役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。但し、顧客管理サービス部を兼務する事を妨げない。
- 3 管理部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 管理部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3) 登録外務員の監督・教育・指導
 - (4) 顧客の審査
 - (5) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処理
- 4 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前項の職務を果たすものとし、管理部長が存する場合に は、管理部長の職務を補佐するものとする。
- 5 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。

(顧客管理サービス部)

- 第5条 顧客管理サービス部に以下の者を置く。
 - (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
 - (2) 部員 (課長その他の役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。但し、管理部を兼務する事を妨げない。
- 3 顧客管理サービス部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 顧客管理サービス部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3)登録外務員の監督・教育・指導
 - (4) 顧客満足度の把握
 - (5) 問い合わせ・苦情に対する対応・処理
- 4 顧客管理サービス部次長は、顧客管理サービス部長が存しない場合には、前項の職務を果たすものとし、顧客管理サービス部長が存する場合には、顧客管理サービス部長の職務を補佐するものとする。
- 5 顧客管理サービス部員は、顧客管理サービス部長及び顧客管理サービス部次長の指示に従って、顧客管理サービスを行うものとする。

(管理部員・顧客管理サービス部員)

第6条 管理部員・顧客管理サービス部員の職務は以下のものとする。

管理部長及び顧客管理サービス部長の職責を補佐する。

(総括管理責任者等)

- 第7条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。
 - (1)総括管理責任者
 - (2) 副総括管理責任者
 - (3) 統括管理責任者
 - (4) 副統括管理責任者
 - (5) 顧客管理者

(総括管理責任者及び副総括管理責任者)

- 第8条 東京本部統括店に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。
- 2 総括管理責任者は、管理本部長とする。
- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ最終決定を行うこと
 - (3) 原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る最終審査をおこなうこと
 - (4) 受託業務に係る管理状況を取締役会に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
 - (5) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
 - (6) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
 - (7) 適宜、受託業務管理者会議を開催し、主催すること
 - (8) この規則に違反した者に対する社内制裁に関して賞罰審議会を通じて取締役会に対して意見を具申すること
 - (9) 広告の審査
- 6 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない 場合に、総括管理責任者の職務及び権限を代行することができる。但し第5項第3号の代行につい ては、速やかに総括管理責任者の審査を受け承認を得るものとする。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

- 第9条 本社及び東京本部統括店に、統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3 副統括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 統括管理責任者及び副統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の責任者として管理体制全体を統括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮をし且つ決定を行うこと
 - (3) 通常審査の最終審査を行なうこと
 - (4) 営業部門に対する監視及び指導等を行うこと
 - (5) 苦情や紛争等が発生した場合に、営業部門に対して調査を行うこと
 - (6) 広告の審査

(顧客管理者)

- 第10条 本社及び東京本部統括店の管理部及び顧客管理サービス部に、顧客管理者を置く。
- 2 顧客管理者は、管理部員及び顧客管理サービス部の中から、統括管理責任者が指名するものとする。
- 3 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 顧客管理者の職務は、以下のとおりとする。
 - (1) 顧客の適格性に関する第一次審査
 - (2) 前号の審査の結果適格性を有すると判断した者について、統括管理責任者への報告及び資料 送付
 - (3) 顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告
 - (4) その他顧客の満足度に係る事務

第3章 顧客の勧誘

(適正な勧誘の遂行)

第11条 顧客管理者は、登録外務員の顧客に対する勧誘状況を常時監視し、登録外務員の指導を徹底して適正な勧誘が行われるようにしなければならない。

(顧客への告知)

- 第12条 登録外務員は、勧誘に先立って、顧客に対して、当社の商号、部店名、登録外務員の氏名 及び商品先物取引についての委託の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思があ るか否かを予め確認しなければならない。
- 2 登録外務員は、前項の告知の記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所、告知した登録外務員の氏名等を当社所定の「告知記録書」に記入しなければならない。
- 3 顧客管理者は、「告知記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「告知記録書」については、この限りではない。

(勧誘を受ける意思の有無の確認)

- 第13条 登録外務員は、前条第1項の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思があるか、否かを予め確認しなければならない。
- 2 登録外務員は、前項の意思確認の記録として、確認した顧客の氏名、確認した日時・場所、確認した登録外務員の氏名等を当社所定の「意思確認記録書」に記入しなければならない。
- 3 顧客管理者は、「意思確認記録書」を審査した上で、当該書類を取引終了後3年間保存しなければならない。但し、契約締結に至らなかった顧客の「意思確認記録書」については、この限りではない。 (再勧誘の禁止)
- 第14条 登録外務員は、勧誘を明確に断った者に対しては、継続し又はその後勧誘を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、提出された「意思確認記録書」中の、勧誘を明確に断った者について「勧誘拒否者 リスト」により登録外務員に徹底しなければならない。
- 3 登録外務員は、自己の勧誘に係ると否とにかかわらず、「勧誘拒否者リスト」に掲載された者に対しては、その方法を問わず再勧誘をしてはならない。

(迷惑な勧誘行為の禁止)

- 第15条 登録外務員は、午後11時から午前8時まで及び相手が迷惑と表明した時間、場所及び方法 により勧誘を行ってはならない。但し、勧誘を受ける相手の指定、指示又は許諾がある場合は、この限りではない。
- 2 登録外務員は、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行い又は顧客に対し威迫し、困惑させ若しく

は不快・不安の観念を生じさせるような勧誘を行ってはならない。

3 前項にいう「長時間に亘る勧誘」とは、1回当たり3時間を目安とする。

(法定禁止行為の監視)

- 第16条 登録外務員は、勧誘に際して法定禁止行為を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が断定的な判断を提供し又は利益保証・損失補填の約束をするなど新規 参入の勧誘に際しての法定禁止行為が行われないよう登録外務員を常時監視するとともに、その指 導を徹底しなければならない。

第4章 適格性の審査手続

(口座開設申込書)

- 第17条 登録外務員は、顧客に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下 の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理 者に提出しなければならない。
- 2 「口座開設申込書」の記載事項は以下のものとする。
 - (1) 個人について
 - ① 氏名
 - 2 住所
 - ③ 電話番号
 - ④ 年齢
 - ⑤ 生年月日
 - ⑥ 家族構成
 - ⑦ 住居の所有形態
 - (2) 職業について
 - 会社名
 - ② 会社住所
 - ③ 会社電話番号
 - ④ 役職
 - ⑤ 業種
 - ⑥ 勤続年数
 - (3) 資金等について
 - ① 年収
 - ② 金融資産
 - ③ 投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引の経験について
 - (5) その他の投資経験について
 - (6) 受託契約を締結する目的について
 - (7)個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、原本の提示を求めた上でその写し の提出を受けるものとする。
- 3 前項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等(取引証拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金など取引に必要となるすべての証拠金)として 差入れが可能であると顧客が判断する資金の総額であり、その額は損失が発生したときは減額され

るものとし、登録外務員はこの旨を顧客にわかり易く説明し、十分な理解を得た上で申告を受ける ものとする。

- 4 法人名義口座の本人確認書類は、法人代表者の前項(7)の書面のいずれかと当該法人の登記簿謄本、代表者登録印鑑証明書とする。但し、代理人を定めたときは、これらの書面に加え、代理人の(7)の書面のいずれかと代表者の署名・捺印がある当該法人の委任状の提出を受けるものとする。
- 5 顧客管理者は、第21条に定める原則不適格者の契約申込を審査するために、第22条第2項に定める書面は登録外務員を通じて徴求しなければならない。
- 6 登録外務員は、顧客による「口座開設申込書」の記入に際して、顧客を誘導してはならない。 (審査の手続)
- 第18条 顧客管理者は、前条に基づき「口座開設申込書」の提出を受けたときは、速やかに当社所定の「顧客カード」を整備しなければならない。
- 2 顧客の審査は、営業部門から独立した三審制によるものとする。
 - (1) 一次審査は、顧客管理者が行う。
 - (2) 二次審査は、一時審査で適格と判断された顧客について、統括管理責任者が行うものとし、最終審査とする。但し、例外的措置等をとる場合は三次審査に回付する。
 - (3)三次審査は二次審査で例外的措置が必要と判断された顧客について総括管理責任者が行うものとする。
- 3 前項の審査は「顧客カード」に基づいて第20条~23条に定める基準に従って行うものとし、審査を行った者は、適否の判断根拠を含めた審査結果をそれぞれ「顧客カード」に記入しなければならない。
- 4 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、面会又は電話等により直接に情報を入手しあるいは登録外務員から適宜状況を聴取し、当該結果を顧客カードの属性変更欄に記載するものとする。
- 5 統括管理責任者は、審査の結果(審査により設定された受託条件や取引制限等がある場合にはその 条件や制限等を含む)を顧客に対して通知するものとする。

(顧客情報の管理)

- 第19条 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、総括管理責任者が取引終了後 7年間保存するものとする。また、契約締結に至らなかった顧客の情報については、審査後7年間 保存するものとする。
- 2 顧客カード及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報保護規程」に 従って管理されなければならない。

第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

- 第20条 当社は、以下の者を絶対的不適格者とし、いかなる事由があろうとも勧誘及び受託を一切行 わないものとする。
 - (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
 - (2) 商品先物取引に関わる知識、締結する目的又は判断能力等の適合性に欠ける以下の者
 - ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
 - ② 精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者

- ③ 知識及び特性の認識を著しく欠く者
- (3) 取引資金に適合性を欠く以下の者
 - ① 生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 借入によって取引を行なおうとする者
- (4)過去に商品取引事故を恣意的に惹起し若しくは惹起する恐れがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
- (5) 75歳以上の高齢者
- (6) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
- (7) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者
- (8) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

- 第21条 以下の者を原則不適格者とし、当社は原則として勧誘及び受託を行わないものとする。
 - (1) 70歳以上の高齢者
 - (2)以下の法人又は財団等において金銭又は有価証券等の取扱いに係わる者(以下「公金取扱者等」という。)
 - ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関
 - ② 国・地方公共団体及びその他の公益機関
 - ③ 会社・法人等(経理担当者その他直接に金銭又は有価証券等を取り扱う者に限る)
 - (3) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という)但し、「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう
 - (4) 年収が500万円に満たない者
 - (5) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者
 - (6) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
 - (7) その他、前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

- 第22条 前条に該当する者から委託の申込があった場合には、以下の要件を満たす者については、第 18条第2項第3号に定める審査によって勧誘又は受託を認めることがある。
 - (1) 70歳以上の高齢者については、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験(直近の3年 以内に延べ90日以上)があると認められ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受け た事項を的確且つ十分に理解していることが客観的に確認できること
 - (2)公金取扱者等、年金等生活者及び年収500万円未満の者については、顧客が申告した投資可 能資金額を裏付ける資産を有していることが客観的に確認できること
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有すること。
 - (4)取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、それに支障のないことが客観的に確認できること
- 2 前項(1)号乃至(4)号の者に勧誘又は受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記載した書面が提出されていなければならない。
 - (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており且つその趣旨を理解しているとともに、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨

(2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限枠を設定する場合には、その枠内で取引すること を承諾する旨

(継続委託者の適格性について)

第23条 当社は、取引期間中に顧客が第20条又は第21条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなければならない。但し、第21条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望する者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

- 第24条 顧客管理者は、登録外務員が商品先物取引の基本契約の締結を勧誘する際には、「受託契約 準則」、「取引証拠金取扱特約」及び「商品先物取引-委託のガイド」を交付し、証拠金等に関す る取扱特約等があれば、これらを用いて、第2項の(1)及び(2)を説明し、理解の確認を書面 により行ったうえで、その後に第2項(3)及至(5)を説明し、その理解の確認を書面により行 う。また、「リスク・マネージメント」その他当社所定の説明資料を勧誘に先立ってその勧誘を受 ける者に交付するよう徹底しなければならない。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が前項に定める書面の記述や図面の該当箇所を示し且つ具体例も示しながら、勧誘を受ける者が以下の全てについて理解するのに十分な説明を行うよう常時監視するととも に、日常の指導を徹底しなければならない。
 - (1)商品先物取引では、総取引総代金が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の変動 幅が小さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であ る旨
 - (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
 - (3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法
 - (4)取引証拠金等の制度の内容及び習熟期間における取引証拠金取扱特約等があればその内容について
 - (5) その他「委託のガイド」に記載された商品取引所法第217条第1項第3号及び第4号(同法施行規則第104条に定める事項)に定める事項

(確認)

- 第25条 登録外務員は、前条の定めに従った書面の交付及び説明の理解状況を確認するために、勧誘を受けた者に「口座開設申込書」にその旨を記載してもらった上で交付を受け、顧客管理者に提出しなければならない。
- 2 顧客管理者は、前項に基づいて提出された「口座開設申込書」の当該箇所を確認するとともに、正確を期すために必要な場合には、「口座開設申込書」に記入した者に対して、電話等により更に確認しなければならない。
- 3 本条第1項における「口座開設申込書」は、顧客の適格性を判断するために用いられなければならない。

第7章 契約の締結

(審査と取引の開始)

- 第26条 顧客管理者は、第18条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受託審査 の結果の通知を受ける前に、約諾書を徴求したり、取引証拠金等の預託を受けたり、注文を受けな いよう登録外務員に徹底しなければならない。
- 2 前項を実施するにあたっては、顧客の要望等は一切考慮してはならないものとする。
- 3 勧誘過程において顧客が適格性を有しないと判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする (契約及び受注)
- 第27条 商品先物委託契約は、第18条第2項に基づく統括管理責任者又は総括管理責任者による受 託審査の結果を顧客に通知した後に、当該通知内容を承諾した顧客からの約諾書の差入れを受ける ことより成立するものとする。
- 2 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金又は入券の確認後に行うものとする。

第8章 新規顧客の保護育成

(新規顧客の定義)

- 第28条 以下の者を、「新規顧客」とする。
 - (1) 商品先物取引の未経験者
 - (2)当社及び他社での商品先物取引の経験が、口座開設申込書の受領前3年以内に延べ3カ月に満 たない者
- 2 顧客管理者は、前項の経験の有無等に関する第一次審査を口座開設申込書の記載及び登録外務員へ の事情聴取等により行い、その結果を統括管理責任者に報告をするものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、前項の手続により審査して最終的に「新規顧客」 に該当するか否かを決定するものとする。
- 4 第2項及び前項の判断については、統括管理責任者は「新規顧客簿」にその審査記録についてその 根拠を含めて記入し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客 の記録については、この限りではない。

(保護育成措置)

第29条 当社は、「新規顧客」について、その育成と保護の徹底を図るため、次条から第33条に掲 げる措置及び別に定める保護措置を講ずるものとする。

(習熟期間の設置)

- 第30条 当社は、「新規顧客」が取引の仕組みや危険性等について、実際の取引を通じて理解を深めて 習熟するために、取引の開始から原則として3カ月間の習熟期間を設けることとする。
- 2 前項にかかわらず、当社は、直近の3年以内に延べ90日間にわたり商品先物取引の経験がある「新 規顧客」についても、習熟期間を3カ月未満に設定することができる。
- 3 前項の設定の可否に係る審査は、総括管理責任者が、口座開設申込書の記載、登録外務員への事情 聴取及び「新規顧客」への確認等により商品先物取引の経験を確認した上で行うものとする。
- 4 総括管理責任者は、前項の審査の根拠及び結果を「新規顧客簿」に記録し、取引終了後3年間保存するものとする。但し、契約締結に至らなかった顧客の記録については、この限りではない。

(習熟期間の解除又は延長)

第31条 顧客管理者は、習熟期間満了予定の顧客につき、取引に十分習熟したものと別に定める習熟 期間解除基準に従って客観的に判定したときは、当該期間満了日をもって習熟期間の解除を統括管 理責任者に求めることができる。

- 2 前項の申請は、当該顧客が自筆で記入した当社所定の申請書により行うものとする。
- 3 統括管理責任者は、申請があった顧客が取引に十分習熟したものと客観的に判定したときは、習熟 期間を解除することができる。
- 4 統括管理責任者は、当該顧客に対して習熟期間の解除又は不解除についての審査結果とその理由、 及び条件が付された場合はその事由と内容を通知するものとする。

(習熟期間中の取引資金制限)

- 第32条 当社は、「新規顧客」が適正な資金によって習熟目的を実現するために、習熟期間中においては、以下のように取引資金の制限を設けることとする。
 - (1) 習熟期間中の顧客から取引のために預託を受ける取引本証拠金の総額は、投資可能資金額の三分の一を超えてはならない。
 - (2)前号の基準となる投資可能資金額とは、第17条第3項で規定する額であり取引によって発生 した損失(値洗いを含む)の通算額は当該投資可能資金額から控除したうえで累積の手数料及び 消費税額を控除した額をいう。
- 2 習熟期間中における投資可能資金額の増額変更は認めない。
- 3 委託者から取引制限を越える取引を求められた場合には、商品先物取引に習熟していること、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、及びその例外要件を理解しているとともに自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受け、当該委託者が商品先物取引に習熟しているかを客観的に判断したうえで、総括管理責任者の最終判断で承認された場合に限り(1)の投資可能資金額の3分の一を超える取引量を受託することができる但し投資可能資金額を超えてはならないこととする。

(習熟期間中の保護育成)

- 第33条 顧客管理者は、「新規顧客」が習熟期間中の実践的な取引を通して、取引の仕組みやリスク、 損益や取引資金の計算方法及び売買の手法等の理解を深め、適正な資金の範囲内で自らの判断と責 任において取引をするよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
- 2 顧客管理者は、習熟期間中は原則として月1回(合計3回)の顧客面談等により、以下の各号についての理解度確認調査を行うとともに、理解不足の事項については、補足説明をして理解させなければならない。
 - ①. 「受託契約準則」及び「商品先物取引―委託のガイド―」の内容についての理解状況
 - ②. 損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解状況
 - ③. 取引資金の状況把握及びその計算方法の理解状況
 - ④. 売買報告書等の見方の理解状況
 - ⑤. 予測が外れた場合の対処方法と資金繰り、価格変動に伴うリスクの増幅・縮小の具体的な理解 状況
 - ⑥. 自己責任原則の理解状況
 - ⑦. その他前記各号に準ずる事項

第9章 習熟顧客の取引管理と事故防止

(売買状況の管理)

- 第34条 顧客管理者は、習熟期間終了後の顧客(以下「習熟顧客」という。)について、その売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況を常に監視し、顧客の健全な取引の維持を図るために登録外務員を指導するものとする。
- 2 顧客管理者は、定期残高照合回答書等が顧客から適宜回収されるよう登録外務員を指導しなければ

ならない。

3 顧客管理者は、前項の定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実関係を確認し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。

(取引資金の適合性管理)

- 第35条 当社は、習熟顧客に取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引 資金の制限を設けるものとする。
 - (1)顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を 超えないものとする。
 - (2) 75歳以上の高齢者、年金等生活者及び年収500万円未満の者を除く原則不適格者たる顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する場合には、顧客管理者及び統括管理責任者は、顧客自 筆の変更申出書とともに、知識及び資産の客観的な裏付け資料を当該顧客から徴するなどして、取引規模に応じた適格性の確認を行い、総括管理責任者に提出しなければならない。
 - (3) 投資可能資金額の増額変更は、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
 - (4) 投資可能資金額を超える入金がある場合には、総括管理責任者が可否を決定するものとする。
 - (5) 統括管理責任者は、前2号の審査結果(条件等が付された場合はその条件等を含む)を当該顧客に通知して確認しなければならない。
 - (6) 顧客管理者は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を顧客に行わせてはならない。

(売買注文等の指示時における意思確認)

- 第36条 顧客管理者は、顧客の売買注文等の意思確認及びその注文執行の報告等につき、登録外務員 に業務日誌への記帳を徹底させなければならない。
- 2 顧客管理者は、注文執行の報告及び管理上特に重要と判断する顧客からの指示や顧客への報告等に ついて、登録外務員に会話を録音し記録するよう指示するものとする。
- 3 顧客管理者は、前2項の業務日誌及び電話録音記録を5年間保管しなければならない。
- 4 顧客管理者は、商品取引所法令で勧誘を禁止される両建を顧客から受託するときは、当該顧客自身 の判断に基づく委託である旨の自筆の申出書を徴しなければならない。

(不正資金の流入防止)

- 第37条 当社は、公金等取扱者の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を講ずるものとする。
 - (1)公金等取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が習熟期間における投資可能 資金額の三分の一又は習熟認定後の投資可能資金額を超えることが予測される場合には、顧客管理者は当該顧客と面談し、客観的な裏付けをもって取引資金の内容を 確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金である旨の自筆の申出書を徴 した上で統括管理責任者に報告するものとする。
 - (2)受託の継続及び習熟後の投資可能資金額の増額の可否については、前号による報告を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。
 - (3)本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金及び入金に係わる売買注文を受けないものとする。
- 2 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、前項を適 用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

第38条 公金取扱者等の取引又は前条第2項に該当する取引において以下が認められるときには、顧客管理者は不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開始するものとする。

- (1)前条第1項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の申込があったとき
- (2) 前条第1項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
- (3) 1回の入金額が、年収相当額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
- (4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合
- 2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が当該顧客と面談して、 以下のように対応するものとする。
 - (1) 面談においては、当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。
 - (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない事情についてさらに調査を進め、資金の解明を図るものとする。
 - (3) この調査にあたっては、登録外務員からも事情聴取するものとし、登録外務員は調査に協力しなければならない。
- 3 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその 報告を速やかに総括管理責任者に伝えるものとする。
- 4 不正資金の流入防止に係る調査の結果に基づき、当社は以下の措置をとるものとする。
 - (1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けないものとする。
 - (2)顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の勧誘・受託を登録外務員に行わせてはならない。
- 5 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものとする。
- 6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の入金を取り扱わないよう登録外務員に徹底しなければならない。

(事故予防)

- 第39条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及び登録外務員に確認して事実関係を把握しなければならない。
 - (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
 - (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、苦情等処理規定に基づき速やかに統括管理 責任者に取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の苦情等処理規定に基づき、主務大臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

第10章 取引証拠金等

(取引証拠金等に係る措置)

- 第40条 当社は、取引証拠金等について以下のとおり定める。
 - (1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。
 - (2) 習熟期間中の取引証拠金等については「取引証拠金取扱特約」において定めるものとする。但し、新規顧客に該当しない者で当社が経験ありと明確に判断できる者は除く。

- (3)取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。但し差換預託をする場合には、「差換預託に係わる同意書」を顧客から徴するものとする。
- (4) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。但し、 追徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。
- 2 顧客管理者は、前項の内容について顧客に十分且つ適切に説明するよう登録外務員の指導を徹底しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、取引証拠金等に係る内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(取引証拠金等の返還)

- 第41条 当社は、返還可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、原則として4営業日内に返還するものとする。但し、「取引証拠金取扱特約」に定めた習熟期間準備証拠金を除く。
- 2 前項の請求を受けたとき、顧客管理者は、顧客の意思に反して返還を遅延し又は回避するための勧誘や説得を登録外務員に行わせてはならない。

(追証拠金等追加徴収に係わる措置)

- 第42条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金 について商品取引所法令が定める入金期日を厳守させるよう営業外務員に指導を徹底しなければ ならない。
- 2 前項の未徴収又は未収金の回収責任者は、預託が必要となった時点における顧客管理者及び登録外 務員とし、これらの者は、当該顧客並びに統括管理責任者と協議して適切且つ迅速な回収に努めな ければならない。

(委託者との入出金に係る管理措置)

- 第43条 委託者との間の入出金は、原則として振込により行うものとする。なお、やむを得ず現金等 の授受を行う場合には統括管理責任者が委託者ごとにその必要性について個別に審査したうえで 判断するものとする。
- 2 取引証拠金等を現金又は有価証券等の現物で受領する場合には、あらかじめ金額等を記載した当社 所定の「取引証拠金預り証」の交付と同時に行うものとする。
- 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、顧客管理者は当該委託者に対し、入出金の額、日時、 担当外務員の氏名等について照合確認を行うものとする。
- 4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で 対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

第11章 委託手数料

(委託手数料額)

(委託手数料の変更に係わる措置)

- 第44条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。
- 2 顧客管理者は、登録外務員が取引開始前に当社所定の手数料表を顧客に交付し、委託手数料額並びに その徴収時期及び方法について顧客の理解を得るよう十分に説明するよう徹底しなければならない。
- 第45条 統括管理責任者及び顧客管理者は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には、 顧客に周知せしめることとする。

第12章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

- 第46条 登録外務員は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令、受託契 約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為(以下「禁止行為」 という。)を行ってはならない。
- 2 顧客管理者は、日々の営業活動を通じて、登録外務員が禁止行為を行わないよう教育、監視及び指導を徹底しなければならない。
- 3 顧客管理者は、禁止行為が行われている疑いがあるときは、顧客との面談及び登録外務員からの事情聴取などにより速やかに事実確認を行い、禁止行為が認められた場合にはその旨を総括管理責任者に報告をしなければならない。
- 4 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底を図るものとする。

(制裁)

第47条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、就業規則第47条により懲戒に処す。

第13章 その他

(広告等)

第48条 当社が定めた「広告規定」に基づいて適正に管理するものとする。

(合併、吸収分割及び事業の譲渡に係る経過措置)

第49条 合併、吸収分割及び事業の譲渡により移管する委託者で、本規則第20条第5号に該当する者 及びそれに準ずる者(合併、吸収分割及び事業の譲渡の日から1年以内に本規則第20条第5号に該 当することになる者)についての経過措置については、別に定める「細則」によるものとする。

(付則)

- 1. 本規則は平成17年8月1日より実施する。
- 2. この改正は平成18年2月1日より実施する。
- 3. この改正は平成18年7月3日より実施する。
- 4. この改正は平成19年1月29日より実施する。
- 5. この改正は平成 19 年 9 月 28 日より実施する。
- 6. この改正は平成 20 年 1 月 4 日より実施する。
- 7. この改正は平成20年6月2日より実施する。
- 8. この改正は平成 20 年 7 月 14 日より実施する。
- 9. この改正は平成21年3月2日より実施する。
- 10. この改正は平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
- 11. この改正は平成 21 年 5 月 7 日より実施する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この受託業務管理規則(以下「本規則」という。)は、岡安商事株式会社(以下「当社」という。)の電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客の適正な受託業務を確保するために、必要事項を定めるものである。

(制定及び改廃)

第2条 本規則の制定及び改廃は、取締役会決議をもってこれを行うものとする。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 電子取引に係る商品先物取引の管理は、本社及び東京本部統括店に管理部及び顧客管理サービス部を置く。

(業務体制)

第4条 電子取引に係る商品先物取引の業務は、ネット総合部ホームトレード課(以下、「HT課」という。)が管理部による審査、その他関連業務をとりまとめて業務運営を行う。

(日任即)

- 第5条 管理部に以下の者を置く。
 - (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
 - (2) 部員 (課長その他の役職を含む)
- 2 前項の者は、営業部門を兼務してはならない。但し、顧客管理サービス部を兼務する事を 妨げない。
- 3 管理部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 管理部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3) 顧客の審査
 - (4) 顧客満足度の把握
 - (5) 問い合わせ・苦情等に対する対応・処理
- 4 管理部次長は、管理部長が存しない場合には前項の職務を果たすものとし、管理部長が存 する場合には、管理部長の職務を補佐するものとする。
- 5 管理部員は、管理部長及び管理部次長の指示に従って、営業の管理を行うものとする。 (顧客管理サービス部)
- 第6条 顧客管理サービス部に以下の者を置く。
 - (1) 部長(管理本部長を含む)・次長
 - (2) 部員(課長その他の役職を含む)
- 2 前条の者は営業部門を兼務してはならない。但し、管理部を兼務する事を妨げない。
- 3 顧客管理サービス部長の職務は、以下のものとする。
 - (1) 顧客管理サービス部組織体制の統括管理
 - (2) 顧客及び顧客の取引に関する統括管理
 - (3) 顧客満足度の把握
 - (4) 問い合わせ・苦情に対する対応・処理
- 4 顧客管理サービス部次長は、顧客管理サービス部長が存しない場合には、前項の職務を果たすものとし、顧客管理サービス部長が存する場合には、顧客管理サービス部長の職務を補佐するものとする。
- 5 顧客管理サービス部員は、顧客管理サービス部長及び顧客管理サービス部次長の指示に 従って、顧客管理サービスを行うものとする。

(管理部員・顧客管理サービス部員)

第7条 管理部員・顧客管理サービス部員の職務は以下のものとする。

管理部長及び顧客管理サービス部長の職責を補佐する。

(総括管理責任者等)

- 第8条 当社に、以下の総括管理責任者等を置く。
 - (1) 総括管理責任者
 - (2) 副総括管理責任者
 - (3) 統括管理責任者
 - (4) 副統括管理責任者
 - (5) 顧客管理者

(総括管理責任者及び副総括管理責任者)

- 第9条 東京本部統括店に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置く。
- 2 総括管理責任者は、管理本部長とする。
- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 総括管理責任者及び副総括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 総括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の最終責任者として管理体制全体を総括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について、指揮し且つ最終決定を行うこと
 - (3) 受託業務に係る管理状況を取締役会に報告するとともに、管理方針の大綱を策定すること
 - (4) 苦情や紛争等が発生した場合に調査を行うこと
 - (5) 適宜、受託業務管理者会議を開催し、主催すること
 - (6) 本規則に違反した者に対する社内制裁に関して賞罰審議会を通じて取締役会に対して意見を具申すること。
 - (7) 広告の審査
- 6 副総括管理責任者は、総括管理責任者に事故があり又は不在等により職務を果たすことができない場合に、総括管理責任者の職務及び権限を代行する。

(統括管理責任者及び副統括管理責任者)

- 第10条 本社及び東京統括店に、統括管理責任者及び副統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、本社管理部長又はそれに準ずる者とする。
- 3 副統括管理責任者は、総括管理責任者が指名する者とする。
- 4 統括管理責任者及び副統括管理責任者は、営業部門を兼務してはならない。
- 5 統括管理責任者及び副統括管理責任者の職務及び権限は、以下のとおりとする。
 - (1) 管理の責任者として管理体制全体を統括すること
 - (2) 本規則及び商品取引所法令・諸規則の遵守に係る事項について指揮をし且つ決定を行うこと
 - (3) 通常審査の最終審査を行うこと
 - (4) 苦情や紛争等が発生した場合に、調査を行うこと
 - (5) 広告の審査

(顧客管理者)

- 第11条 本社及び東京統括店の管理部・顧客管理サービス部に、顧客管理者を置く。
- 2 顧客管理者は、管理部員及び顧客管理サービス部の中から、統括管理責任者が指名する者とする。
- 3 顧客管理者は、営業部門を兼務してはならない。
- 4 顧客管理者の職務は、以下のものとする。
 - (1) 顧客の適格性に関する第一次審査
 - (2) 前号の審査の結果適格性を有すると判断した者について、統括管理責任者への報告及び資料送付
 - (3) 顧客からの苦情等への対応及びその対応結果の統括管理責任者への報告
 - (4) その他顧客の満足度に係る事務

第3章 顧客の勧誘と取引希望者の取扱

(適正な勧誘の遂行)

- 第12条 勧誘行為に関しては、商品先物取引所法等の関係法令の規制が適用されること及び 本規則の規程に則った勧誘が行われるようにしなければならない。
- 2 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘及び受託を行わない。 (個人情報の管理)
- 第13条 住所・氏名(商号)・電話番号・電子メールアドレス等、当社が取得した顧客情報については、個人情報保護法及び当社の個人情報保護規程に基づき管理するものとする。

(顧客への告知)

第14条 勧誘に先立って、顧客に対して当社の商号、所在地、部店名、商品取引員であることを予め告知しなければならない。

(再勧誘と迷惑な勧誘行為の禁止)

- 第15条 勧誘を明確に断った者に対しては、継続及びその後の勧誘を行ってはならない。ただし、情報等を受ける者からの指定、指示又は許諾があった場合は、この限りではない。
- 2 勧誘を明確に断った者は、「勧誘拒否者リスト」により管理しなければならない。また、「勧誘拒否者リスト」に掲載された者に対しては、その方法を問わず勧誘をしてはならない。

第4章 適格性の審査手続き

(口座開設申込者)

第16条 HT課は、口座開設申込者に対して、商品先物取引に係る知識、経験及び財産の状況等に係る以下の事項について、当社所定の「口座開設申込書」により情報の開示を求め、審査のために顧客管理者に提出しなければならない。

- 2 個人の「口座開設申込書」の記載事項及び提出書類は以下のものとする。
 - (1) 口座開設申込者について
 - ①氏名
 - ②性别
 - ③住所
 - ④電話番号
 - ⑤年齢
 - ⑥生年月日
 - ⑦家族構成
 - ⑧住居の形態
 - ⑨電子メールアドレス
 - ⑩振込先銀行口座
 - (2) 職業について
 - ①勤務先名
 - ②勤務先住所
 - ③勤務先電話番号
 - ④所属·役職
 - ⑤業種
 - ⑥勤続期間
 - (3) 資金等について
 - ①年収
 - ②金融資産
 - ③投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引の経験について
 - (5) その他の投資経験について
 - (6) 受託契約を締結する目的について

- (7) 本人確認書類(当社所定の公的機関による証明書又はその写し)
- 3 法人の「口座開設申込書」の記載事項及び提出書類は以下のものとする。
 - (1) 法人について
 - ①商号
 - ②代表者名
 - ③所在地
 - ④設立年月日
 - ⑤業種
 - ⑥電話番号
 - ⑦電子メールアドレス
 - ⑧振込先銀行口座
 - (2) 売買責任者について
 - ①売買責任者名
 - ②性別
 - ③壳買責任者自宅住所
 - ④売買責任者連絡先電話番号
 - ⑤年齢
 - ⑥生年月日
 - ⑦所属部署、役職
 - (3) 資金等について
 - ①年商
 - ②資本金
 - ③金融資産
 - ④投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引の経験について
 - ①法人の投資経験
 - ②売買責任者の投資経験
 - (5) その他の投資経験について
 - ①法人の投資経験
 - ②売買責任者の投資経験
 - (6) 受託契約を締結する目的について
 - (7) 売買責任者本人確認書類(当社所定の公的機関による証明書又はその写し)
 - (8) 当該法人の登記簿謄本の写しまたは現在事項全部証明書
 - (9) 代表者個人が連帯保証する旨の連帯保証書。なお、この場合には代表者の印鑑登録証明書の添付を求めることとする。
 - (10) 売買責任者が代表者と異なる場合は当該法人の役職員とし、当該法人代表者の署名・ 捺印がある委任状の提出を受けるものとする。
- 4 第 2 項における「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障がない範囲で、取引 証拠金等(取引証拠金、追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等取引に必要となるすべて の証拠金)として差入れが可能であると口座開設申込者が判断し「口座開設申込書」にて届 出る資金額であり、当該金額は金融資産額を超えてはならない。
- (2) 第3項における法人の「投資可能資金額」は、法人として損失を被っても支障のない範囲として申告を受けるものとする。
- 5 顧客管理責任者は、第20条に定める原則不適格者の口座開設申込を審査する際、第21 条に定める書面を徴求しなければならない。
- 6 預り証拠金残高が無い状態で1年を経過した顧客は、再度の申込みを行うものとする。 (審査の手続)
- 第17条 HT課は、「口座開設申込書」の提出を受けたときは速やかに当社所定形式の「顧客カード」を作成しなければならない。
- 2 顧客の審査は、顧客管理者が行い、統括管理責任者の承認を受けるものとする。
- 3 前項の審査は、「顧客カード」に基づいて第19条~第22条に定める基準に従って行い、

顧客管理責任者は適否の判断根拠を含めた審査結果を「顧客カード」に記入しなければならない。

- 4 顧客管理者は、「顧客カード」に記載された情報を最新の内容に保つために、顧客から入 手した顧客の情報等を「顧客カード」の属性変更等欄に記入するものとする。
- 5 顧客管理者は、審査の結果(審査により受託条件や取引制限等を設定した場合は、当該条件や制限等を含む)をHT課に対して通知するものとする。
- 6 HT課は、審査の結果承認された顧客に対しては ID、パスワード、暗証番号を発行送付し、 否認の顧客に対してはその旨連絡しなければならない。

(顧客情報の管理)

- 第18条 「顧客カード」及び口座開設申込書類は、総括管理責任者が当該顧客の取引終了後7年間保存するものとする。ただし、口座開設に至らなかった顧客の情報については、この限りではない。
- 2 「顧客カード」及び提供された個人情報等の原本又はその写しは、別に定める「個人情報 保護規程」に従って管理されなければならない。
- 3 解約の申出があった顧客の I D は削除する。

第5章 審査の基準

(絶対不適格者)

第19条 当社は、以下の者を絶対不適格者とし、いかなる理由があろうとも受託を一切行わないものとする。

- (1) 委託の勧誘を受けることを拒否する旨を明確に示した者
- (2) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者
- (3) 商品先物取引に係る知識または判断能力等の適合性に欠ける以下に掲げる者
- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
- ②精神障害、知的障害及び認知症状が明確に認められる者
- ③知識及び特性の認識を著しく欠く者
- (4) 取引資金に適合性を欠く以下に掲げる者
- ①生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③借り入れによって取引を行おうとする者
- (5) 過去に商品取引事故を恣意的に惹起し又は惹起するおそれがある者又は反社会的組織に属すると認められる者
- (6) 75 歳以上の者(ただし、当社の電子取引を継続している者については再度審査することがある)
- (7) 長期療養者等取引の意思疎通に支障がある者
- (8) 当社が、その者が過去に行った商品先物取引及びその他金融取引において、不適切な取引があったと判断する場合
- (9) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者)

第20条 当社は、以下の者を原則不適格者とし、原則として勧誘及び受託を行わないものと する。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(以下「年金等生活者」という。) ただし、「生計を立てている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。
- (2) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者
- (3) 商品先物取引の受託、取次ぎ等を業とする者の役職員又はその者と生計を一にする者(ただし、本規則施行前から取引している者は除く)
- (4) 既に当社で対面取引の建玉がある委託者乃至建玉が見込まれる委託者
- (5) その他前記各号に準ずる者

(原則不適格者の例外的取扱)

第21条 前条に該当し、且つ以下のいずれかの要件を満たす者から委託の申込があった場合、 顧客審査によって勧誘又は受託を認めることがある。

- (1) 取引上の意思伝達に支障がある職務に従事する者については、意思伝達方法が具体的に明示され、当該方法に支障のないことが客観的に確認できること
- (2) トランスファーにより当社へ口座を移した者については、前条各号に該当する場合であっても、統括管理責任者が審査の上承認したものについては以後の取引を継続することが出来るものとする。
- (3) 前条(4)、(5) に該当する者で当社が受託を行うことに相当の理由等を認める者
- 2 前項1号乃至2号の者の受託が認められるためには、前項各号の要件を満たすことに加えて、以下の内容を自筆で記入した書面が提出されていなければならない。
 - (1) 自己が前条の原則不適格者に該当する者であることを承知しており、且つその趣旨を理解しているとともに、この例外要件を自ら満たすことについて確認している旨
 - (2) 当社が当該顧客の適合性に応じて取引制限を設定する場合には、その制限内で取引することを承諾する旨

(継続委託者の適格性)

第22条 当社は、顧客が取引期間中に第19条又は第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した場合には、以後の新たな取引を受託しないものとし、顧客管理者は取引を速やかに解消するよう努めなくてはならない。ただし、第20条に該当することとなり又は該当していることが判明した者であって取引の継続を希望している者については、前条の審査基準を適用して取引の継続を認めることができる。

第6章 契約時の説明と確認

(説明義務)

第23条 HT課は、口座開設の申込を受け付けるより前に、「受託契約準則」、「商品先物取引-委託のガイド」、また証拠金等に関する取扱特約等があれば、これらを資料請求者に交付しなければならない。

- 2 口座開設申込者に対しては、以下の第 1 号から第 5 号の各事項について説明し理解の確認 を書面又は、電磁的方法により行わなければならない。
 - (1) 商品先物取引では、総取引金額が取引証拠金等に比して著しく大きいことから、相場の 変動幅が小さくても取引全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン の取引である旨
 - (2) 商品先物取引では、預託した取引証拠金取引等の額を上回る損失が短期間に生ずるおそれがある旨
 - (3) 手数料及び消費税並びにその徴収時期及び方法
 - (4) 取引証拠金等の制度の内容及び取引証拠金取扱特約等があればその内容について
 - (5) その他「商品先物取引-委託のガイド」に記載された商品取引所法第 217 条第 1 項第 3 号及び第 4 号 (同法施行規則第 104 条に定める事項) に定める事項

(確認)

第24条 前条の説明は、該当の書類の交付又は電磁的方法による交付によって行うものとする。また、交付書面及び説明の理解状況が書面または電磁的方法にて確認がなされないものは審査しないものとする。

第7章 契約の締結

(契約及び受注)

第25条 電子取引における商品先物委託契約は、第17条第2項に基づく審査の結果を顧客に通知した後に、当該通知内容を承諾した顧客からの取引証拠金等の入金を受けることにより成立するものとする。

2 委託契約の成立後の建玉については、取引証拠金等の入金等の確認後に行うものとし、入 金等以前の注文等は一切受け付けてはならない。

(売買状況の管理)

第26条 HT課乃至業務部は、取引成立不成立の通知及び定期残高照合回答書等を郵便また は電磁的方法により顧客に送付しなければならない。

- 2 顧客管理者は、顧客の売買内容、建玉内容、発生損益、投資可能資金額及び取引資金等の取引状況について著しく注意を要する場合は顧客に連絡できるものとする。
- 3 顧客管理者は、定期残高照合回答書等に顧客の疑義、不満等が示された場合速やかに事実 関係を確認し、必要に応じて統括管理責任者と協議して対処しなければならない。
- 4 HT課は、預り証拠金残高がなく 1 年を経過した顧客に対しては、IDを削除しシステム の利用を制限できるものとする。

(取引資金の適合性管理)

第27条 顧客の取引資金に適合した健全な取引の維持を図るために、以下のように取引制限を設けるものとする。

- (1) 顧客から取引のために預託を受ける取引証拠金等の実質総額は、原則として投資可能資金額を超えないものとする。投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者については、その意思の確認および新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない額であり、新たに設定された投資可能金額が、申告されている金融資産の範囲内の場合には総括管理責任者の承認を受けるものとする。
- (2) 年金等生活者を除く原則不適格者たる顧客が投資可能資金額の増額変更を希望する場合には、HT課は、顧客自筆の変更申出書とともに、資産の客観的裏付け資料を当該顧客から徴し、顧客管理者に提出する。顧客管理者は、取引規模に応じた適格性の審査を再度行い、統括管理責任者の承認を得なければならない。
- (3) 投資可能資金額の増額変更は、統括管理責任者が可否を決定するものとする。
- (4) 統括管理責任者は、(2) もしくは(3) の審査結果をHT課に連絡し、HT課が当該顧客に通知しなければならない。
- (5) 顧客管理者及びHT課は、前号の通知及び確認の前に、投資可能資金額を超える取引を 顧客に行わせてはならない。

(不正資金の流入防止)

第28条 公金取扱者等とは以下の法人又は財団等において直接・間接に金銭又は有価証券等の取扱いに係る者(以下「公金取扱者」という)とする。

- ①銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関
- ②国・地方公共団体及びその他の公益機関
- ③会社·法人等
- 2 当社は、公金取扱者等の横領・着服等による不正資金が流入しないよう、以下の措置を 講ずるものとする。
- (1) 公金取扱者等の取引証拠金等の実質的な預託額が投資可能資金額を超えることが予測され 不正資金と考えられる場合には、HT課は顧客管理者に報告し、顧客管理者は、客観的な 裏付けをもって取引資金の内容を確認するとともに、当該顧客より取引資金が自己資金で ある旨の自筆の申出書を徴し、統括管理責任者に提出するものとする。
- (2) 投資可能資金額の増額の可否については、前号による申出を受けた統括管理責任者の申請に基づき総括管理責任者が決定するものとする。
- (3) 本項第1号の申出書の提出がない場合には、新たな入金を受けないものとする。
- 3 当社は、公金取扱者以外の顧客の取引についても、不正資金流入の疑いがある場合には、 前項を適用してその防止を図るものとする。

(不正資金流入防止の調査)

第29条 公金取扱者等の取引又は前条第3項に該当する取引において以下が認められるときには、HT課は顧客管理責任者に報告し、不正資金の流入を防止するための調査を速やかに開

始するものとする。

- (1) 前条第2項第2号によって投資可能資金額の超過が認められた後に、再度超過申請の 申込があったとき
- (2) 前条第2項第1号において申出書の提出がなく、提出しない理由に疑念があるとき
- (3) 1回の入金額が、金融資産額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を超えるとき
- (4) 入金頻度や入金経路等、入金状況に疑念がある場合
- 2 前項の調査にあたっては、資金の性格や資金の出所等につき、顧客管理者が以下のよう な対応をするものとする。
 - (1) 当該顧客からの投資金が自己資金であること及び今後の投下資金の見込み額とその資金が自己資金であることにつき客観的な裏付けある書面及び自筆の申出書の提出を求めるものとする。
 - (2) 前号の書面の提出がなく、証拠となるものの提示もない場合には、明らかにされない 事情についてさらに調査を進め、資金の解明を図るものとする。
 - (3) この調査にあたっては、HT課等関係者から事情聴取するものとし、HT部等関係者 は調査に協力しなければならない。
- 3 顧客管理者は、本条第1項の調査結果を遅滞なく統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はその報告を速やかに総括管理責任者に伝えるものとする。
- 4 不正資金の流入防止に係る調査により、不正であると認められた場合、当社は以下の措置をとるものとする。
 - (1) 当該顧客が取引資金の裏付となる書面等を提出しない場合には、その後の新たな入金及び建玉の注文は受けないものとする。
 - (2) 不正であると認められた場合、顧客管理者は、仕切りに係る取引を除き、以後の受託を行わせてはならない。
- 5 第2項の調査をしたときは、顧客管理者は記録を作成し、10年間これを保存するものと する。
- 6 不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、顧客管理者は、当 該顧客に対し速やかに取引を決済するように要請するとともに、その後の受託及びいかな る入金も受けないこととする。

(事故の予防及び処理)

- 第30条 顧客管理者は、以下の場合においては、顧客及びHT課等に確認して事実関係を把握しなければならない。
 - (1) 顧客からの取引に係わる苦情、疑義等の申出があったとき
 - (2) 日常の監視により取引に疑念を抱いたとき
- 2 前項において苦情等を認識した場合に、顧客管理者は、苦情処理規定に基づき速やかに 統括管理責任者に取引内容及び顧客の申出内容等を報告しなければならない。
- 3 商品取引事故が発生した場合、統括管理責任者は、前項の苦情処理規定に基づき、主務大 臣への「事故報告書」を提出しなければならない。

第9章 取引証拠金等

(取引証拠金等に係る措置)

- 第31条 当社は、取引証拠金等について以下の通り定める。
 - (1) 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき商品取引所が定める取引本証拠金基準額とする。

- (2) 取引証拠金等については原則として「直接預託」を採用する。ただし、差換預託をする場合には、「差換預託に関する同意書」を顧客から徴するものとする。
- (3) 追証が発生した場合の追徴額は、原則として「受託契約準則が定める額の最低額」とする。 ただし、追徴額については当社の裁量で「値洗いマイナス分」とすることができる。 (取引証拠金等の返還)
- 第32条 当社は、取引可能額の範囲内で顧客から取引証拠金等の返還請求を受けた場合には、 原則として4営業日以内に返還するものとする。

(追証拠金等追加徴収に係る措置)

- 第33条 顧客管理者は、取引証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金の入金について商品取引所法令が定める入金期日を厳守させるようHT課に対し指導を徹底しなければならない。
- 2 前項の未徴収の回収はHT課で行い、未収金の回収は管理部がHT課と協力して、当該顧客と協議して適切且つ迅速な回収に努めなければならない。

(証拠金預り証)

第34条 当社は、電子的取引に係る商品先物取引に関して金銭により取引本証拠金等の受け 入れをする場合は原則「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」を顧客より徴 し、「証拠金預り証」の発行を省略することができるものとする。

第10章 委託手数料

(委託手数料額)

第35条 当社の委託手数料は、別に定める手数料表によるものとする。

2 HT課は、取引開始前に当社所定の手数料表並びにその徴収時期及び方法について書面または電磁的方法により交付するものとする。

(委託手数料の変更に係る措置)

第36条 HT課は、委託手数料の額や徴収方法等に変更があった場合には、顧客に書面また は電磁的方法により通知するものとする。

第11章 禁止行為と制裁

(受託業務における禁止行為)

第37条 HT課及び顧客管理者は、商品先物取引の委託の受託や電子的な広告活動を行うに 当たり、商品取引所法令、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則 に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)を行ってはならない。

2 総括管理責任者は、本規則に違反した者を対象に受託業務研修を開催し、再発防止の徹底 を図るものとする。

(制裁)

第38条 禁止行為を行った者及び本規則に違反した者は、当社就業規則第47条により懲戒 に処す。

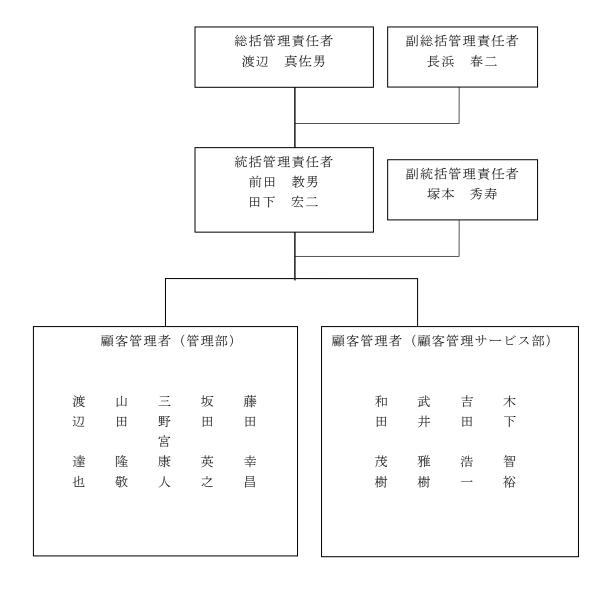
(法人顧客の適用除外)

第39条 顧客が法人の場合、本規則第19条、第20条及び第21条は適用しないものとする。

(附則)

- 1. 本規則は、平成17年8月1日より実施する。
- 2. この改正は、平成18年2月1日より実施する。
- 3. この改正は、平成 19 年 2 月 1 日より実施する。
- 4. この改正は、平成 19年9月30日より実施する。
- 5. この改正は、平成20年7月14日より実施する。
- 6. この改正は、平成21年3月2日より実施する。
- 7. この改正は、平成 21 年 6 月 15 日より実施する。

平成 21 年 4 月 1 日



2009年ディスクロージャー誌訂正について

2009年ディスクロージャー誌 33 頁の「⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項 (a) 顧客等が提起したもの」及び 35 頁の「 (d) 値合金処理に関するもの」の表中で訂正がございましたので下記の**太字**のように訂正致します。

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年	再度中の解決	2案件	当該年度中の未解決案件			
	苦 情	紛 争	訴 訟	苦 情	紛 争	訴 訟	
	相互の話	紛争処理		相互に話	紛争処理		
	合いによ	機関での		合い中	機関で処		
	る解決	解決			理中		
当該年度に新							
規に発生した							
案件の件数							
12件	2 件	1件	1件	8件	0 件	0件	
前年度から継							
続している案							
件の件数							
3 0 件	0 件	16件	0 件	10件	4 件	0 件	
合計 42件	2件	17件	1件	18件	4件	0 件	

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件		
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数					
9 件	7件	2件	0 件	0件	
前年度から継 続している案 件の件数					
O件	0 件	0 件	0 件	0件	
合計 9件	7 件	2件	0件	0 件	